

【協議問題】

- 1 会社更生の申立てを増やすための実務運用の検討について（弁護士会提出）

【出題趣旨】

会社更生の申立てが減少している理由や、申立てを増やすための実務上の運用方策として、どのようなことが考えられるか。

近年、会社更生の申立ての減少傾向が指摘されて久しい。会社更生の申立てを増やすための方策として、これまで、次の諸点について提案や意見交換がされてきたところであるが、減少傾向に大きな変化はない。

そこで、(1)会社更生や法的倒産手続を取り巻く状況や、申立てが少ない理由について、どのようなことが考えられるか、(2)次の諸点が申立ての増加に向けた方策として有効か、(3)更に考えられることがあるかなどについて、幅広くご意見をいただきたい。

- 1 申立代理人を活用する方策

- (1) DIP型更生手続

- ア 債務者申立てにおけるDIP型の原則化（迅速化、低コスト化）

- イ DIP型更生手続における申立代理人弁護士の法律家管財人選任の原則化

- ウ 金融機関の信頼を得るための、調査委員による監督強化

- (2) 管理型更生手続

- 事案により申立代理人を管財人代理に加えること

- 2 金融機関の理解を得るための方策

- ア 債権者申立てにおける申立代理人の弁護士費用の共益債権化（債権者による破産の申立てにおける予納金相当額程度）

- イ メインバンク・準メインバンクからの管財人代理派遣

ウ 金融機関による任意債権者委員会の活用

エ 担保権者から担保権評価に必要な資料提供を求められた場合の積極的対応

3 私的整理から会社更生への迅速・円滑な移行を図るための方策

ア 移行の場合、DIP型とすることの原則化

イ 手続実施者等，私的整理手続において関与した第三者の管財人ないし調査委員への選任

ウ 商取引債権の弁済の原則許可（資金繰りが確保されている場合）

エ 私的整理における財産評定や担保権評価の尊重（デューデリジェンス結果を会社更生の財産評価時の時点に修正して活用すること，合意した担保権評価を尊重すること）

オ 私的整理における計画案の更生計画案への転用

4 その他

ア 100%ではない減資の容認

イ 上場維持の工夫

【協議問題】

- 2 更生手続開始前に生じた社会保険料債権や労働保険料債権の会社更生法上の取扱いについて（弁護士会提出）

【出題趣旨】

更生手続開始前に生じた社会保険料（健康保険料，厚生年金保険料）債権や労働保険料債権は，会社更生法上，どのように取り扱われるべきか。例えば，保全管理命令が発令されている場合において，これらの債権が，「保全管理人が開始前会社の業務及び財産に関し権限に基づいてした資金の借入れその他の行為によって生じた請求権」（同法128条1項）に該当するとして，共益債権に該当すると解することはできるか。

12月の下旬から翌年の1月中旬にかけて保全管理を行い，それに引き続いて更生手続開始決定がされた事案において，社会保険料（健康保険料，厚生年金保険料）債権（12月分）や労働保険料債権（概算3期（12月から3月）分）の共益債権性が問題となった。

これらの債権は，開始決定より前の時期に係る債権であるが，公課には会社更生法129条の適用がないと考えられたため，同法128条1項所定の請求権として共益債権に該当するか否かが問題となり，具体的には，これらの債権について，①その成立時期をいつと考えるべきか，②また，仮に，その成立時期が保全管理期間中であつたとして，保全管理人が従業員の雇用を継続した行為をとらえて，同項所定の「保全管理人が開始前会社の業務及び財産に関し権限に基づいてした資金の借入れその他の行為によって生じた請求権」に該当すると解することができるかを検討することとなった。

そこで，更生手続開始前に生じた社会保険料債権等の取扱いや，同法128条1項所定の請求権に該当するか否かが実際に問題になった事例について，協議させていただきたいと考え出題した。

【協議問題】

3 海外財産や海外債権者の取扱いについて（弁護士会提出）

【出題趣旨】

更生会社に海外財産や海外債権者が存在する場合に、更生手続上問題となり得る次の点につき、実務上どのように考えるべきか。

- (1) 海外財産の保全につき、当該財産所在国において外国倒産手続の承認援助の制度がない場合に、管財人としていかなる対応をとるか。
- (2) 更生債権について、外国裁判所で訴訟が係属している場合、管財人としてかかる訴訟にどのように対応しているか。また、当該更生債権について、これを確定することが必要となった場合、当該外国裁判所における訴訟を活用するか、それとも更生裁判所において債権査定手続を行うか。
- (3) 更生計画の遂行のために当該計画が外国裁判所で承認されることが必要となる場合、更生計画認可の判断に当たって、遂行可能性の有無を判断するため、当該外国裁判所における当該計画の承認の蓋然性についても審理・判断すべきか。

近時、更生会社について、海外財産や海外債権者が存在する例が少なくないと思われるところ、実務上、実際に問題となり得る点につきご協議いただきたいと考え、出題した。

- (1) 海外財産を保全するためには、当該財産所在国において、日本の更生手続につき承認援助を求める手続をとることが考えられる。しかし、外国倒産手続の承認援助制度がない国においてはいかなる保全手段を講じるべきか、実際に、実務上どのような対応や工夫をされているかなどについてご協議いただきたい。
- (2) 更生債権について、外国裁判所で訴訟が係属している場合には、①当該外国において日本の更生手続につき承認援助を求める手続（米国連邦倒産法15章など）をとることや、②当該外国において更生会社につき並行し

て倒産手続の開始を申し立てる手続（米国連邦倒産法 11 章など）をとることによって、当該訴訟を停止する方法が考えられる。もっとも、当該外国にそのような制度が存在しない場合もあるし、制度が存在するとしても更生会社において費用を捻出することや手続に対応することが困難な場合もあり得る。そこで、外国訴訟について、当該外国において①や②の措置を講じることなく対応した実例や考えられる方策につきご協議いただきたい。

また、海外債権者の更生債権について、これを確定することが必要となった場合、当該紛争をめぐる法律関係が外国法を準拠法とすることなどもあり得ることをも勘案して、上記外国訴訟手続を受継することがあり得るか、それとも更生裁判所における債権査定手続によるべきか。実例や実務上の対応につきご協議いただきたい。

- (3) 更生計画に定める権利変更について、外国においてその効力が認められず、債権者において海外財産に対する個別的権利行使が可能となってしまうと、更生計画の遂行が困難となる場合があり得る。このような場合、当該外国において更生計画の承認を求める手続をとることが考えられる。

そうだとすれば、更生計画の認可の判断に当たっては、当該計画の遂行可能性の有無を判断するため、当該計画が当該外国において承認される蓋然性の有無を審理・判断する必要があるか、その必要があるとすれば、どのような事情をもって蓋然性があると判断することになるかなどにつき、ご協議いただきたい。

【協議問題】

- 4 更生会社の海外財産に担保権を有する更生担保権者の担保権実行について
(弁護士会提出)

【出題趣旨】

更生会社の海外財産に担保権を有する更生担保権者は、当該財産への担保権実行その他の権利行使を禁止されるか。

企業活動の国際化が進む中、更生会社が海外財産を保有し、更生担保権者がこれに対する担保権を有する事案も増えてきている。

会社更生法は、普及主義を採用し、管財人の管理処分権限が海外財産に及ぶことを明らかにした。もともと、管財人の管理処分権限が及ぶといっても、海外財産の存在する国・法域において、外国倒産手続の承認援助制度に相当する手続が整備されていなかったり、承認援助制度の対象となる倒産手続が限定されていたりする(例えば、破産手続は対象となるが、更生手続は対象とならない等)と、管財人がその管理処分権限を実質的に及ぼすことには困難が生じ得る。

会社更生法の外国財産に対する効力については様々な論点があり得るが、同法50条1項は、財産の所在について特段の限定をせずに、更生会社の財産に対する担保権の実行を禁止する。会社更生法が普及主義を採用していることからすると、更生会社の海外財産に対する担保権の実行は禁止されると解すべきようにも思われる(伊藤真「会社更生法」165頁参照)。しかし、会社更生法の効力は、当然に外国財産に及ぶものではなく、特に、外国倒産手続の承認援助制度に相当する手続が整備されていない国等との関係においては、更生手続は承認されていないのであるから、当該国等における担保権の実行は禁止されていないと解することが、理論的には一貫しているようにも思われる。同法137条のいわゆるホッチ・ポット・ルールが存在も、海外で担保権が実行される可能性を前提としているように思われる。

他方、仮に、当該国等においても担保権の実行が禁止されると解する場合、その根拠や範囲をどのように考えるべきか（例えば、日本の債権者のみ禁止されるのか。その場合、他国の債権者は権利行使を制限されないこととの不平等をどう考えるのかなど。）。また、原則的として担保権の実行は禁止されるものの、例外的に一定の条件の下では許容されると解する場合、そこでいう条件はどのようなものになるのか（法50条1項と同条7項との関係はどのように考えるべきか。）。

このように、更生会社の海外財産に担保権を有する更生担保権者の取扱いに関し、実務上問題となり得る点につきご協議いただきたいと考え、出題に及んだ。

【協議問題】

- 5 いわゆる国際カルテルの嫌疑により海外当局が納付を命じた罰金又は制裁金の請求権の会社更生法上の取扱いについて（弁護士会提出）

【出題趣旨】

いわゆる国際カルテルの嫌疑により，米国司法省反トラスト局の起訴を受けた米国連邦裁判所や欧州委員会競争総局等から巨額の罰金又は制裁金の納付を命じられたことに起因して，日本で更生手続開始の申立てに至った事案において，これらの罰金又は制裁金の請求権は，会社更生法上，どのように取り扱われるべきか。

近年，米国やEUにおいて国際カルテルの摘発が厳しさを増しているが，巨額の罰金や制裁金の納付を命じられ，あるいはこれらに対する防御活動のために依頼した専門家（弁護士等）への報酬の負担が巨額になるなどして，財務内容の悪化を招く企業が出始めているように思われる。

そこで，このような罰金や制裁金の納付を命じられた企業が，その納付前に，日本で更生手続開始の申立てをした場合において，当該罰金や制裁金の請求権は，会社更生法上，どのように取り扱われるべきかにつき協議させていただきたいと考え，出題した。

【協議問題】

- 1 破産管財人の立場から、申立受理時に申立代理人においてこれだけはきちんとさせておいてほしいといった項目にはどのようなものがあるか。また、事業類型別に典型的な事項はあるか。
それらの項目を、裁判所は申立代理人に対し、申立時にどこまで求めるべきか（例えば、破産管財人の初動に係る費用の見通しなど）。
破産管財人の立場からの御意見を伺いたい。（裁判所提出）

【出題趣旨】

当支部では、神奈川県弁護士会県西支部と協力して破産管財人勉強会を実施しており、経験が比較的浅い弁護士でも、一度でも破産管財人を経験した弁護士や勉強会に参加している弁護士からの申立ては、一定の水準にあるが、普段、倒産処理を主に扱っていない弁護士からの申立て（県内・県外いずれも含む。）は、資料が不十分であったり、申立代理人としてここまではやっておいてほしいと思われることが未処理のまま持ち込まれることが、しばしばある。

早期に開始決定をしないと破産手続が立ち行かなくなるようなケースでは、取り急ぎ開始決定だけをした上で破産管財人に引き継いでいるが、申立てまでに済ませておくべきことは済ませておくのが理想であるのは間違いないので、そういった観点から出題した。

【協議問題】

- 2 下級審判例の影響もあってか、近時申立代理人の「財産散逸防止義務」を根拠に、破産管財人が申立代理人に対して損害賠償請求をするケースが散見される印象がある。

出題者は、申立代理人と総債権者との間には委任関係がないことを軽視すべきではなく、「財産散逸防止義務」なるものは抽象的なものと解すべきであると思うが、そうではなくこの義務に基づいて損害賠償請求権が発生するとしても、①否認権の行使等で財産の回復が図れない場合に補充的に行使する、②やむを得ず訴求する場合には、破産管財人が行うのではなく、例えば、破産管財人と申立人代理人の双方が一応納得できる弁護士を管財人代理に選任して訴訟追行を委ねる等、細心の注意、柔軟な工夫が必要ではないか。（弁護士会提出）

【出題趣旨】

申立代理人は、破産者に委任契約上の義務を負うわけで、「財産散逸防止義務」はこれと緊張関係をはらむ面があり、破産管財人からこれを振り回されると破産者との間で板挟みになる構造にある（担保権者から「担保価値維持義務」なるものを振り回されると破産管財人が立ち往生するのと少し似ている。）。このような危うい構造であるにもかかわらず、あえて協働を求めてきたのが破産事件のここ20年来の流れであり、その成果は大きかったはずである。

このような理論的、制度論的理解については、もちろん異論があるかもしれないが、ここでは、破産管財人が申立代理人に対して「財産散逸防止義務」を根拠に損害賠償請求するのであれば、総債権者のために協働してくれるはずであったインフラをひとつ失い、売掛金の訴求や否認訴訟とは質的に異なる新たな紛争を生ぜしめるものであることを直視し、これにより管財事件の思わぬ複雑化、長期化を招かないようにするためのアイデアを持ち寄れないかと思ったところである。

出題者が申立代理人に対して責任追及せざるを得ないと思った唯一の事件の際には、出題者が訴訟追行するのではなく、申立代理人が了解する弁護士に訴訟委任して訴訟追行を委ねるというプランを考えたが、その費用等を考えると、結局、責任追及を諦めた。他には、申立代理人に対して責任追及する際は、新たな破産管財人を選任し、従前の破産管財人が訴訟追行のみを行うという形で権限を分掌するというプランなどはどうであろうか。

【参考判例等】

東京地裁平成21年2月13日判決（判例時報2036号43頁）

東京地裁平成26年4月17日判決（判例時報2230号48頁）

東京地裁平成26年8月22日判決（判例時報2242号96頁）

神戸地裁尼崎支部平成26年10月24日判決（金融・商事判例1458号46頁）

青森地裁平成27年1月23日判決（判例時報2291号92頁）

【協議問題】

3 退職金 8 分の 1 相当額の積立てについて（裁判所提出）

【出題趣旨】

退職金 8 分の 1 相当額が 20 万円を超えるということで管財事件となり，審問後，破産手続開始決定をしたが，破産管財人から「申立代理人によると，想定される出費（アパートの更新料，離婚した元妻が養育している子供の修学旅行代，母の仕事の経費援助，年末の突発的な出費の予備費等々）があるため毎月及びボーナス時の積立てが少額しか予定できない。」との話があった。

まだ受領していない退職金ということもあり，申立代理人も積立ての意欲が薄いのではと見受けられることがある。事案によっては，自由財産の拡張や積立期間の短縮により結果的に減額することもあると思われるが，破産管財人として当初から積立てに積極的でない申立代理人に対し，どのような指導をされているか。

その苦労とともに，裁判所としてどのように関与することが期待されているのか意見を伺いたく本問を出題したものである。

ちなみに本問では，元妻へ月 10 万円の養育費の支払があるものの，家計の状況を見る限りは，給与差押えの取消しも予定されており，積立てはそれほど困難でないと認識していたこともあり，審問時に積立てすることは確認したが，積立計画までは確認しなかった。

【協議問題】

- 4 継続的供給契約に係る請求権の財団債権化を定める破産法55条2項について、破産管財人が同法53条1項によって履行を選択した場合に限って適用されると解する運用の可否（弁護士会提出）

【出題趣旨】

破産法55条2項は、継続的供給契約について、破産手続開始申立て後開始前にした給付に係る請求権（一定期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付は、申立日の属する期間内の給付に係る請求権を含む。）を財団債権としているが、その適用範囲については議論があるところである。

この点、破産管財人が破産法53条1項の解除を選択する場合には、管財業務で当該継続的給付を利用する必要はなく、相手方の請求権を財団債権化して優遇する必要はないと思われる。他方、継続的給付に係る請求権を財団債権として処理する場合には、金額が小さい割に手間がかかることが多い。

また、法人で多数の携帯電話契約がある場合には、破産財団に利益をもたらすわけではないのに、相当の金額が財団債権となってしまうこともあり、破産債権者の利益を害する結果ともなりかねない。

そこで、東京地裁のように、破産法55条2項は、破産管財人が同法53条1項によって履行を選択した場合に限って適用されると解して運用することの可否について協議したい。

【協議問題】

- 5 動産の売却につき、各破産管財人において、工夫している点があればお伺いしたい。（弁護士会提出）

【出題趣旨】

在庫品，機械設備，什器備品等の動産は，申立書上，価値なしとして記載されることが多いが，売却の仕方によっては高値がつくこともある。

また，実際に価値がない動産を廉価で売却する場合であっても，売却手続の公正さを確保する必要がある。そこで，動産の売却につき，各破産管財人において行っている工夫を情報交換し，今後の管財業務の参考にしたい。

【協議問題】

6 (1) 法人破産における破産管財人の税務申告

- ① 法人破産において、どのような場合であれば税務申告を行わないとするか。その判断の分水嶺は何か。
- ② 税務申告を行う場合、どのような場合に専門職補助者たる税理士に依頼するか。その判断の分水嶺は何か。

なお、確かに税理士に頼らない簡易な申告方法が提言されてはいるものの（全国倒産処理弁護士ネットワーク編「破産実務Q&A 200問」（一般社団法人金融財政事情研究会）「Q183」・380頁），専門家に入ってもらった方が適切な税務申告が期待でき、また、税務・会計的な視点が加わることによるメリットが期待できる。（弁護士会提出）

【出題趣旨】

法人破産においては、別添【参考】のとおり種々の申告業務が想定されているが、破産法人の態様は多様である。直前まで営業を行っていた法人もあれば、永らく休眠していた法人もあり、あるいは、財団の構成が大きく見込める法人もあれば、ほとんど財団の構成が期待できない法人もある。

このように、破産法人の状況は多様であるものの、種々の申告業務は、破産法人を区別することなく一律に規律している。そうした場合、専門職補助者たる税理士に報酬を支払えるのか微妙である事案や、まして財団債権への弁済さえ全く見込めず、申告業務をしても無駄骨といえる事案もなくはないように思われる。このような事案では、財団債権への弁済さえできないにもかかわらず、申告業務をすることで手続に余分な時間を要するため、破産手続の早期処理において支障ともなりかねない。

そこで、原則としては税務申告をしなければならないとはいえ、現実的には多様な破産法人の状況があることから、財団の構成なども含め、各破産管財人において考え方・方針が分かれるところと思われる。「正解」という結論を出すことは困難であるとしても、現実的に、各破産管財人がどのように処理されているか関心があったことから、出題した次第である。

（別添 第6問(1)【参考】）

- 1 法人破産において、破産管財人の申告業務として、以下の各事業年度に係る税務申告が検討される。

【破産における確定申告】（例：2月末決算の法人，3月31日に破産手続開始決定）

- (1) 平成28年2月期の確定申告
もともと会社が行っていたスケジュールでの確定申告
- (2) 解散事業年度の確定申告
計算期間：事業年度開始日（3月1日）から破産手続開始日（3月31日）まで
- (3) 清算事業年度の確定申告
計算期間：破産手続開始日の翌日（4月1日）から事業年度の末日（翌年2月末日）まで
（※ただし、破産手続が1年以内に終結できる場合には、(4)の「清算確定事業年度」となるため不要となる。）

(4) 清算確定事業年度の確定申告

計算期間：事業年度の末日の翌日（翌年３月１日）から残余財産確定の日まで

- 2 また、上記各事業年度の確定申告（国税）に対応し、県及び市にも確定申告の提出が必要となり、これにより地方税（法人住民税・事業税等）が確定する。この法人住民税の均等割部分（破産手続開始決定日まで）については、財団債権となる。
- 3 なお、破産手続直前の時期に確定申告をしていれば上記(1)は不要となるが、破産直前の混乱状態から、破産手続申立の時期によっては、通常の確定申告をしないまま申立てがなされる事案もある。
- 4 上記の解散事業年度の所得に対する法人税は、破産手続開始日に納税義務が生じ、財団債権となる。
- 5 なお、従前は、清算所得課税制度が採用され、法人の清算中の各事業年度の所得には法人税が課されていなかったが（残余財産が確定したときに清算所得が生じた場合に限り課税されていた。）、平成２２年度の税制改正により、清算所得税が廃止され、清算中も通常の所得課税を行うこととされている（破産実務Q&A２００問「Ｑ１７９」・３７２頁）。

【協議問題】

- 6 (2) 法人の破産管財業務において税務申告を行うか否かの判断基準（弁護士会提出）

【出題趣旨】

平成22年度税制改正において清算所得課税の制度が廃止され、清算時の課税も通常の所得計算と同様の方法で行うこととされた。そして、法人の破産管財人には、破産法人の解散事業年度、清算事業年度及び清算確定事業年度の申告義務があるとされている。

もっとも、実際の法人管財業務において、破産管財人が税務申告を行うか否かは、破産財団の状況等により、ケースバイケースであると思われる。出題者の経験では、還付が見込まれる場合、管財業務で建物を売却したり賃料収入があるなど消費税を受領している場合、管財業務で資産譲渡益が見込まれる場合には、確定申告を行うようにしている。他方、破産財団に余裕があっても、上記のような申告の実質的な必要性が認められない場合には、申告を行うか否かの判断に迷うことがある。

そこで、実際の法人管財業務において、どのような判断基準で税務申告を行っているか等について、破産管財人協議員間で意見交換を行いたい。

また、裁判所において、破産管財人の申告義務等が問題となったケースがあれば、御紹介いただきたい。

【協議問題】

- 7 個人再生事件において、申立代理人による資産調査及び履行可能性の検討が不十分のため、追完や補正に非常に時間を要し、速やかに開始できない事件が散見される。このような事件に対して裁判所としてどのような対応策が考えられるか。また、各庁での工夫例があればお伺いしたい。（裁判所提出）

【出題趣旨】

個人再生の申立てについては、神奈川県弁護士会のホームページに各種書式を掲載していただいているが、他庁管轄内の弁護士など、これらを活用せずに申立てを行い、補正事項が非常に多数になる事案や、本人の協力が得られないとして補正に半年以上時間がかかってしまうケースが最近増えている。申立後、速やかに開始決定を行うことは、財産の散逸や清算価値の変動を最小限にとどめ、債権者、債務者双方の利益に資するものであることから、今後の執務の参考としたいと考え本問を出題した。

【協議問題】

8 破産手続における個人情報の適切な管理について（裁判所提出）

【出題趣旨】

近時の国民の個人情報に対する権利意識の高まり等から、個人情報の適切な管理は大きな社会問題となっており、破産事件を処理する上でも個人情報を適切に管理することが重要であることは言うまでもないところである。

破産事件において個人情報の取扱いが問題となる場面としては、例えば、債務者の住所等の秘匿が必要となる場合が考えられるが、そのような場合に秘匿情報の流出防止と法律で規律されている債権者等の権利のバランスを考慮した上で秘匿情報をどのように取り扱うべきか、裁判所と破産管財人のそれぞれの立場で実際に対応した際の工夫例等について情報交換したい。また、昨年、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、破産管財人において、手続関係者のマイナンバーに接する機会が増えてきているものと思われるが、事務処理を行うに当たっての留意点、更には、個人情報を含む手続関係資料についての事件終了後における保存、廃棄の在り方等についても意見交換したい。

【協議問題】

1 さいたま地裁における破産・再生事件処理の運用について

管財事件と同時廃止事件の振り分けや個人再生委員の選任についての運用、
いわゆる直前の現金化についての取扱いなど、さいたま地裁の運用が他庁の取
扱いと異なることから生ずる実務上の留意点について（裁判所提出）

【出題趣旨】

さいたま地裁においては、本庁と支部とで管財事件と同時廃止事件の振り分け
など、破産事件や個人再生事件を含む民事再生事件の基本的な運用を統一し、申
立代理人や管財人・監督委員・個人再生委員などの業務の効率化を図っている。
他方で、生活圏の広域化などのため埼玉県外の弁護士等が申立てに係わる破産事
件や個人再生事件が増加傾向にあり、このような事案では、その弁護士等が通常
申立てをしている裁判所の取扱いを前提に申立ての準備をしていることが少なく
ない。

そこで、①さいたま地裁の運用が、どのような点で他庁の取扱いと異なってい
るか、②運用が異なる点について、事務処理に当たり裁判所や管財人が留意すべ
き事項があるかなどの点について協議したい。

【協議問題】

2 所有権留保付き自動車の処理について

信販会社が登録上の所有者となっていない所有権留保付き自動車の処理に関
する、申立代理人としての留意点及び破産管財人としての留意点について（弁
護士会提出）

【出題趣旨】

所有権留保付き自動車に関し、自動車登録における所有者の記載によって、そ

の処理が異なってくるものとされている。しかしながら、破産者としては、他の財産と異なり、処分をして管財費用に充てることができず、また、申立時まで自動車を保管し続けることによる費用の負担などもあるし、申立代理人としては、債権者との関係のほか、とりわけ生活困窮者の破産者（依頼者）との関係において、その対応に苦慮することが少なくない。

また、破産管財人としても、自動車が保管されていた場合には、信販会社との交渉の間、保管の責任を負うことになるし、既に引上済みの場合には、否認権行使による訴訟等が求められることもある。

そこで、現状における運用、解決、その他実務上の対応について、情報共有をするとともに、協議をしたい。

【協議問題】

不動産の処理（不動産の換価業務における破産管財人の留意点）について（裁判所提出）

【出題趣旨】

1 破産財団に帰属する不動産の処理方法によっては、財団の形成状況や審理期間など破産手続の帰すうに大きな影響を及ぼすことになる。換価や放棄をするに当たっても、物件によっては、別除権者のみならず一般債権者や破産者、その他の第三者にきめ細かい配慮を要することもある。破産手続において不動産換価は、特に破産裁判所や破産手続に携わる弁護士との連携を求められる分野であることから、これを題材として、破産裁判所と破産管財人等の連携のあり方一般についての理解を深めるとともに、適正迅速な換価とその進行管理、売却・放棄許可のあり方など破産裁判所と破産管財人等との連携を深める方策について協議をすることとしたい。

2 当庁においては、個人の免責調査や個人・法人の財産調査を要するような簡易な事件の経験を積んでもらうなどステップアップの機会を付与して、経験を積んだ者に換価業務を要する事件を担当してもらうようにするなど、事件処理のOJTを中心として管財人候補者の育成を行うこととしている。不動産を中心とした換価業務を適正迅速に処理できることは中堅管財人の素養の一つということもできるところ、新司法試験を受験して大量に合格した世代の弁護士が中堅弁護士としての時期に差し掛かりつつあること、ベテラン管財人弁護士からの不動産を中心とした換価業務のノウハウの還元・伝授の機会は限られていると思われることから、今回のテーマを協議事項として、数多くの若手弁護士に不動産の換価についての知識経験を還元し、底上げを図りたい。

【協議問題】

1 管財事件として処理される事件について、裁判所側で、申立代理人に対し開始決定前に補正を完了させておくべき範囲や程度がどこまでか、そのボーダーラインについて、破産管財人としての立場からご意見を伺いたい。（裁判所提出）

【出題趣旨】

弁護士数の増加に伴い、内容面の検討や事前準備が十分でないまま申し立てられていると見受けられる案件が増加している。裁判所側では、破産管財人に事件を依頼する前に、必要な補正を促し、その完了を確認したうえで依頼をしているが、一方、管財事件では迅速性も求められるところから、速やかに開始決定をしたうえで破産管財人に必要な調査等に当たっていただいた方が、スムーズに処理が可能な事項もあると思われる。

そこで、破産管財人としての立場から、どこまで開始前に補正を完了させておくべきなのか、どこからなら破産管財人として処理した方が動きやすいのか、などについて、具体的なお話を伺えると、そのボーダーラインが明確になり、適正な開始時期の見極めや、申立てから開始決定までの期間短縮に資するのではないかとと思われるため、出題した。

【協議問題】

2 小規模個人再生等申立書に添付する債権者一覧表に記載する債務額については、申立直近の債務資料に基づいて、できる限り開始時点の債務額に近くなる金額を記載すべきと考える。ところが、昨今の申立てにおいて債権者一覧表記載の債務額と開始時点の債務額とで乖離が生じているケースが散見される。債務者代理人において債務額を調査するに当たりどのような隘路があるのか、また、債権者一覧表に記載する債務額はどこまで正確を期すべきか。（裁判所提出）

【出題趣旨】

各再生債権の額を記載した債権者一覧表の提出は、小規模個人再生及び給与所得者等再生（以下併せて「小規模個人等再生」という。）の手續開始の要件である（民事再生法221条3項1号、同244条）ところ、その「再生債権の額」は、当然、開始時直近の金額が書かれていることを前提としている。しかし、古い債務資料（中には数年以上前の資料）に基づく金額を記載したり、債務資料に載っている債務のうち元金のみを記載し、利息や遅延損害金を記載しない債権者一覧表を提出する申立てが散見される。そのままで手續が開始された場合には、再生債権者が改めて届出をしなければ、債権者一覧表記載の債務額（実際の債務額よりも低い金額）が届け出られたとみなされる（同225条）ことになるが、このみなし届出は、再生債務者が同221条3項に基づき提出する債権者一覧表記載に異存がなければ改めて債権届出を行わずとも済むよう、再生債権者の手續負担の軽減を目的としている。しかし、その債権者一覧表の債務額が古い資料によって作成されている場合には、その制度趣旨にもそぐわない。

上記小規模個人等再生手續の開始要件の趣旨、みなし届出の制度趣旨にかんがみ、小規模個人等再生を申立てられる際には、最新の債務資料に基づき（申立準備の中で資料が古くなった場合には、申立直前に全債権者に調査時の債権額からの変動額を聴き取りその報告書を添付するなどして）正しい債務額を記載するよう、改めてお願いしたいが、債権額の記載について申立代理人としてどんなことに苦慮しているか伺いたい。

【協議問題】

3 大型事件，複雑・困難事件に対応できる管財人候補者の育成。（裁判所提出）

【出題趣旨】

破産事件の新受事件が減少している中，中長期的な視点を踏まえると，若手弁護士の方々に管財事件の経験を積んでもらい，今後破産事件が増加したときや，複雑困難事件が係属したときに的確に対応できるようにしておく必要があると思われる。

新たに選任する場合や既済件数の少ない弁護士については，個人の比較的小規模な案件（換価業務の少ない異時廃止事案。免責調査がメインの事案。）から依頼し，配当事案や債権者多数の事案は依頼していないが，大型事件，複雑・困難事件に対応できる管財人候補者の育成のためには，やや難しい案件も徐々に経験してもらう必要がある。

やや難しい案件を依頼するタイミング（何件程度の管財事件経験か）や，どのような内容の事件が管財人の育成に資するのか意見を伺いたい。

【協議問題】

4 破産事件における個人情報の適切な管理について、破産管財人としてどのようなことに注意すべきか。（裁判所提出）

【出題趣旨】

破産事件においても、債務者の住所等の秘匿が必要となる場合や破産管財人がマイナンバーを取り扱う機会が増えてきており、個人情報の適切な管理が重要な課題となっている。

破産事件において、これらの個人情報を適切に管理するためにどのようなことに留意すべきか、手続関係資料についてどのように保存・廃棄すべきかについて、実情をお聞かせいただきながら議論したい。

また、実際に対応した際の工夫例等があればお伺いしたい。

【協議問題】

1 次の(1)ないし(3)について、申立代理人が申立前に処理しておくべきことが期待される事務として、どのようなものがあるか。

(1) 過払金返還請求

(2) 相続

(3) 不動産

(裁判所提出)

【出題趣旨】

上記(1)ないし(3)は、申立代理人による申立前の処理状況によっては、相当程度、管財業務の迅速化及び円滑化を図ることが可能であるように思われる。一方で、本来は破産管財人が処理すべき事務を、申立代理人が不相当な内容で処理したため、破産管財人が否認を検討せざるを得なくなってしまうたり、申立代理人が自ら処理することに固執した結果、申立て自体が遅延してしまうといった弊害が生じる可能性も否定できない。そこで、どの程度まで処理をしておくべきことが相当か、御協議いただきたく出題した。

【協議問題】

2 次の(1)ないし(3)について、申立代理人が、破産管財人の業務を見据えて、受任時から引継時までには気を配るべきことは何か。また、破産手続開始の前後に実施する協議形態として、どのようなものが望ましいと考えられるか。

(1) 事業継続中の法人又は事業を停止した直後の法人

(2) 債権者が100名を超える比較的大規模な事件

(3) 未払賃金の立替払いがあった事件

(裁判所提出)

【出題趣旨】

破産管財人が適切な初動対応を行うためには、申立代理人による適切な引継ぎ及び裁判所との連携が、一般的に有用であると思われる。特に、事業継続中の法

人又は事業を停止した直後の法人の場合は、多数の労働債権者が存在していることも多く、独立行政法人労働者健康安全機構の立替払の処理を円滑に実施するためには、申立代理人による申立前の労働債権の正確な整理が必要になる等、必然的に申立代理人が破産管財人に配慮して準備しておく業務の比重も大きくなるものと予想される。また、本庁及び多数の支部においては、原則として開始前審尋を実施していないが、支部によっては、裁判所、破産管財人候補者及び申立代理人の三者によって開始前審尋を実施して連携を図っている庁もあることから、このような事件における連携のあり方について御協議いただきたく出題した。

【協議問題】

3 一定の規模があり、多様な管財業務が予定されている法人破産事件について、迅速かつ適切な処理をすることが可能な処理経験及び能力を有する破産管財人になるまでに、育成の方法として、弁護士会や各法律事務所で取り組んでいること及び育成のために有益と思われる意見があれば、御紹介いただきたい。また、支部所在地における破産管財人の育成について、実情や意見をお伺いしたい。

(裁判所提出)

【出題趣旨】

破産事件数の増加に備え、多様な管財業務に必要な能力を有する破産管財人が一定程度存在するように日頃から破産管財人を育成する必要性があることは裁判所も強く認識している。このため、毎年、新人破産管財人説明会を実施したり、育成のための初動報告書の提出をお願いしているところである。また、弁護士会においても、新人破産管財人向けの研修を実施していると伺っている。これにより、新人破産管財人が円滑に業務を遂行されているように感じられるところであるが、その後、実際の事件処理を多数経験すること以外に、どのような育成がありうるのか、改めて検討の必要性があるように思われる。そこで、新人破産管財人以外に対して実施されている研修等があれば、内容等を御紹介いただきたい。

また、支部所在地における破産管財人にとっては、裁判所の本庁及び県弁護士会の所在地から距離があるため、能力を伸長する機会に恵まれにくい可能性も否定できない。このため、支部特有の事情や意見等があれば、あわせてお伺いしたい。

【協議問題】

4 法人破産事件におけるマイナンバーの取扱いについて、その管理等にどのような工夫をしているか。特に、マイナンバーが記録されているパーソナルコンピュータがあった場合、どのように管理及び廃棄等しているか。 (裁判所提出)

【出題趣旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、個人番号（以下「マイナンバー」という。）の利用が開始されているところ、個人番号関係事務（源泉徴収票の作成等。番号法2条11項，9条3項）を処理する者には、マイナンバーの漏洩，滅失又は毀損の防止その他のマイナンバーの適正な管理のために必要な措置（安全管理措置）を講じることが義務付けられている（12条）。破産法人においても、個人番号関係事務のために従業員等のマイナンバーの提供を受けているのが通常であり、破産管財人も、法の趣旨に則った適正な管理をすることが相当であると考えられるが、破産管財人による適正な管理が具体的にどのようなものであるかは、必ずしも明らかではないように思われる。そこで、各協議員に経験談等を披露していただき、情報共有の場としていただきたく、本問を出題した。

【協議問題】

5 自己破産の事案で開始決定に際し審問を行っている実例があれば御教授いただきたい。また、審問の要否，開催の基準等についての見解を御教授いただきたい。 (弁護士会提出)

【出題趣旨】

現在、自己破産の事案の開始決定については原則として書面審理によって判断がなされていると理解している。しかしながら、事案によっては、審問を行ったうえで開始決定がなされることが相当ではないかと思うことがある。

特に、同時廃止事件から管財事件へ引き上げる場合、書面審理だけではなく、審問を実施したうえで判断してもらう方が、現実には債務者より聴取していただくことで書面では伝えにくい点も伝えられることもあり、より適切ではないか、また、債務者の納得も得られるのではないかと感じている。

いわゆる消費者破産のような単純な事案は減少しているのではないかと思うこともあり、事案に即した手続の運用を検討すべきではないかとも思うことから、出題させていただいた。

なお、現状でも既に行われているかもしれないが、審問までは実施しなくとも、裁判所が管財事件へ引き上げるという判断を行う前に、裁判所が認識する問題点等を開示していただき、それに関する主張や資料等の提供を受けた上で、管財事件の引き上げを決定する、という運用を行うことも検討していただきたい。

【協議問題】

6 少額管財の種類や基準、想定される管財業務内容について御教授いただきたい。

(弁護士会提出)

【出題趣旨】

少額管財事件として破産手続開始申立てがなされた案件のうち、事案によっては少額管財の種類とは言い難い案件があるように思われるため、その種類の種類・内容と判断基準、更には想定される管財業務内容について御教授いただきたい。

【協議問題】

7 破産管財人が別除権付物件の任意売却を行う場合、実務上、売却代金の5パー

セントから10パーセントを目安に財団組入金を確保している場合が多いと思われるが（手引き25ページ）、別除権者から、5パーセントを下回る財団組入率を要求された場合、破産管財人としてはどのように対処すべきか。

（弁護士会提出）

【出題趣旨】

（物件の特殊性や売却金額によっても異なることはあり得るが）一般的には、任意売却における財団組入金は、売却代金の5パーセントから10パーセントとされている。

もっとも、別除権者の中には、5パーセントを下回る財団組入金を強硬に主張する別除権者も存在する。このような場合、当該物件の任意売却（当該事件における破産財団の増殖）だけを考えれば、任意売却を実施した方が望ましいといえるが、別除権者の強硬な主張を無条件で受け入れ続けると、財団組入金の割合がなし崩し的に事実上引き下げられる危険性がある。

そこで、別除権者から5パーセントを下回る財団組入率を要求された場合の対応について、意見交換をしたく本問を出題した。

【協議問題】

8破産財団に属する不動産の処理について、適正かつ迅速な処分のために破産管財人として配慮されている事項にはどのようなものがあるか。（裁判所提出）

【出題趣旨】

管財事件の処理に当たって、破産管財人としては、不動産の処分が主要な業務であることが少なくないが、不動産の換価には、買受人を募り、買受条件を交渉する等のために一定の時間を要する。一方において、不動産を破産財団から放棄する場合には、換価の努力をした上で、放棄をする時期の見極めも重要と思われる。そこで、実際の管財事件の処理に当たって、破産管財人として、不動産の処分について、どのような点に配慮して業務を行われているのか、処分に当たって

困難を来す点にはどのようなものがあるのか，その克服に当たってどのような工夫をされているのかについて，御協議いただきたく出題した。

【協議問題】

- 1 「初めて管財人になられる方へ」(以下,「手引」という。)に追加して記載すべき各種のノウハウを御教示願いたい。(裁判所提出)

【出題趣旨】

手引をより充実させ,多くの破産管財人にとって役に立つ情報を集積させたい。

【協議問題】

- 2 債権者申立事件における破産者との打合せについて、手引7ページ（6申立代理人・破産者との打合せ）の内容以外に留意点や工夫例などがあれば御教示願いたい。（裁判所提出）

【出題趣旨】

先般、法人の元代表者を債務者とする債権者申立ての破産事件があり、手続きが開始された。債権者申立事件は、自己破産事件とは異なった事務処理をする点もあり、これまで債権者申立事件が少なかった当支部では、注意を要することが多々あった。

破産管財業務においても、破産者が非協力的な場合における資産調査や免責調査などについて、事件を処理する上で、債権者申立事件特有の留意点や工夫例などがあると思われる。

そのような留意点や工夫例などを御紹介いただくことで、今後の執務の参考といたく出題した。

【参考（手引7ページの該当箇所）】

6 申立代理人・破産者との打合せ

開始決定後直ちに、申立代理人及び破産者との打合せを行ってください。開始決定前であっても、特に必要な場合には、申立代理人と打合せを行っていただいても構いません。

打合せの場所は、管財人と申立代理人の双方にとって便利な場所であれば、どこでも結構です。ただし、打合せは必ず実施するようにし、申立代理人自身が打合せに応じないような場合には、裁判所にご連絡ください。

打合せ時に、破産者の印鑑、現金、預金通帳、手形・小切手類、鍵等の物品の引渡しを受けられるよう準備してください。事前に申立代理人が作成した「打合せ補充メモ」【書式1】を確認し、申立代理人に手配を指示しておくといでしょう。

破産者には、申立代理人を通じて破産者に対する注意事項【書式3】が配布されていますので、郵便物が管財人に転送されることなどを理解している建前になっています。その内容を詳しく説明するのは申立代理人の役割ではありますが、念のため、打合せ時

に管財人からも確認しておくといでしょう。

【書式1】

平成 年 月 日

破産管財人 殿

申立代理人 ○ ○ ○ ○ 印

打合せ補充メモ

(法人・法人代表者・個人事業者用)

申立代理人は、必ずこのメモを作成し、管財人との打合せ前に管財人に送付してください。

不明・未定ならばその旨を明記してください。

1 引継予納金

(1) ☐現金 (円)

☐現金以外の換価容易な財産をもって引継予納金に充てる (円)

(☐預金 ☐解約返戻金 ☐その他 ())

(2) 引継方法 ()

2 預かり金・回収金精算書 (別紙のとおり)

※ 申立てが複数ある場合には、各事件について作成してください。

3 受任通知の発送

(1) 受任通知発送の有無 ☐ 有 (年 月 日発送) ☐ 無

(2) 受任通知の発送先 ☐ 債権者 ☐ 債務者 (売掛先など)

4 代表者 (平成 年 (フ) 第 号)

☐ (1) 現住所

☐ (2) 連絡がとれる電話番号 () 携帯 ()

☐ (3) 現在の勤務先 ☐ 正社員 ☐ アルバイト 給与月額 円

名称:

住所:

Tel.:

☐ (4) 代表者自身の破産申立て ☐ 申立済み ☐ 申立予定 (月 日ころ)

☐ 申立ての予定なし(理由:)

☐ (5) その他, 追加の破産申立予定の有無

☐ 有 氏名・役職等 (月 日ころ予定)

☐ 無

☐ (6) 代表者等の個人破産における財産の換価に関する希望・特記事項

5 破産者の営業状態

☐ (1) 営業内容(例: ○○電設の下請けとして高架線工事を行う。)

☐ (2) 営業時期 ☐ 営業中 ☐ 営業廃止(平成 年 ころまで)

☐ (3) 従業員(☐有 ☐無)

☐ 全員解雇済み(解雇日:平成 年 月 日)

☐ 雇用中(正社員 名・パートアルバイト 名。1か月の給料合計 円)

☐ (4) 労働債権

① 未払の給与, 退職金, 解雇予告手当 ☐有 ☐無

② 給与台帳, 賃金台帳 ☐有 ☐無

倒産直前まで従業員がいた場合

☐ 特別徴収の有無

☐ 源泉徴収票の発行の有無

☐ 社会保険離脱証明書発行の有無

☐ 離職票発行の有無

☐ 健康保険証の回収の有無

☐ 出勤簿・タイムカードの有無

6 資産・預かり物品 (預かり物品がある場合, 可能な限り, 破産管財人との打合せの際お持ちくだ

さい。)

☐ (1) 自動車 ☐ 有 (台) ☐ 無

【鍵 本】【車検証 枚】

【任意保険 有（期間 平成 年 月 日まで）・ 無 】

☐ (2) 在庫商品・原材料その他の動産 ☐ 換価可能 ☐ 換価不能

□ 所在：

☐ 種類及び数量：

□(3) 代表者・関係者からの預かり物品明細

① 代表印、社印、個人実印、その他認印【合計 個】

② 預貯金通帳【 冊】

③ 出資証券【 冊】

④ 保険証券【 枚】

⑤ 倒産防止共済等の証書【 枚】

⑥ 有価証券

・株券・社債

・受取手形・小切手【 通 (うち銀行にあるもの 通) 】 ・ゴルフ会員権【 通 】

⑦ 鍵【建物 本, 貸金庫 本】

⑧ 貸貸借契約書【通】

⑨ リース契約書【通】

⑩ 小切手帳【冊】小切手帳耳☐有☐無

手形帳【 冊】小切手帳耳 ☐ 有 ☐ 無

⑪ 帳簿類 ☐ 有 ☐ 無

⑫ 決算書類 ☐ 有 (過去 期分) ☐ 無

⑬ 税務申告書控え ☐ 有 ☐ 無

⑭ クレジットカードのカード会社への返却 ☐ 済 ☐ 未了

⑮ その他 ☐ 有 () ☐ 無

⑯ 会計ソフトデータの有無 ☒ 有 ☐ 無

⑰ 給与計算データの有無 ☐ 有 ☐ 無

⑱ リース物の引き上げの有無 ☐ 有 ☐ 無

☐ (4) 代表者・関係人の手元不在で預かっていない物品明細

☐ 有 ((3)の番号のうち,) ☐ 無

7 訴訟 (訴訟関係書類がある場合, 可能な限り, 破産管財人との打合せの際お持ちください。)

☐ (1) 係属中の訴訟はない。

☐ (2) 係属中の訴訟はなくなった。(理由: ☐ 取下げ ☐ その他 ())

☐ (3) 係属中の訴訟はある。

①裁判所 (係属部), ②事件番号, ③事件名, ④当事者名, ⑤次回期日, ⑥備考

8 不動産 (事務所, 営業所, 倉庫, 工場など) の処理 (換価, 明渡し) の要否

☐ (1) 不動産の処理は不要

(理由: ☐ 売却済 ☐ 契約解除 ☐ 明渡し・退去済 ☐ その他)

☐ (2) 不動産の処理は必要

①名称, ②所在, ③用途, ④所有又は賃貸の別及び名義人, ⑤現在の占有状況, ⑥任意保

険の有無

9 対応に困難を要する債権者の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明

10 回送郵便物の交付方法

☐ 破産者代理人に送付希望

☐ 管財人の適時の方法により破産者に直送希望

☐ その他希望する方法 ()

11 その他特記事項

(別 紙)

預かり金・回収金精算書

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

破 産 者 ○ ○ ○ ○

申立代理人 ○ ○ ○ ○

(単位：円)

入 金		出 金	
預かり現金		弁護士費用	
預金		事務費	
売掛金回収金 (内訳)		破産申立印紙・郵券	
受取手形等回収金 (内訳)		破産申立予納金 (官報公告費)	
資産処分代金 (内訳)		破産申立予納金 (引継予納金)	
敷金保証金回収金 (内訳)		未払賃金支払	
積立金・精算金回収金 (内訳)		明渡原状回復費	
その他 (内訳)		処分費 (仲介手数料等)	
		管理費	
		公租公課支払	
		その他 (内訳)	
合 計		合 計	
		残 金	

※ 上記項目を含む預かり金等に関する明細書を別途作成している場合にはその提出でも可。

【書式3】

平成〇〇年（フ）第〇〇〇〇号

破産者 ○ ○ ○ ○

破産者に対する注意事項

1 説明義務について

破産者（本人及び破産会社代表者のほか、破産者の法定代理人、法人である破産者の理事、取締役等も含みます。以下同じ。）は、破産管財人に対し、財産や借金の状況等の破産に関する事情を説明する義務があります（破産法40条）。

説明を拒んだり、うその説明をしたときには、刑事上の処罰を受けたり（破産法268条）、免責が許可されないことがあります（破産法252条1項11号）。

2 罰則等について

破産者が持っている財産を隠したり、壊したり、仮装譲渡したり、債権者の不利益に処分したりすると、詐欺破産罪で処罰されたり（破産法265条）、免責が許可されないことがあります（破産法252条1項1号）。破産者の業務や財産の状況に関する帳簿や書類などを隠したり、偽造したり、変造したりした場合も同様です（破産法270条、252条1項6号）。

3 転居について

破産者が、破産手続中に転居したり、居住地を離れたりする場合には、事前に破産管財人の同意を得てください。なお、転居するときは、破産管財人の同意の旨を記載した転居許可申請書を速やかに裁判所に提出してください（後日、新しい住民票（本籍地も記載されたもの）を提出してください。）。

裁判所の許可を得ないで転居等した場合は、免責が許可されないことがあります（破産法252条1項11号、37条1項）。

4 期日の出頭について

破産者には、免責に関する審尋期日（債権者集会と同じ期日）に出頭する義務があります。病気等の正当な理由がないにもかかわらず期日に出頭しなかった場合、免責が許可されないことがあります（破産法252条1項8号、11号）。

5 郵便物について

破産者にあてた郵便物については、破産管財人に転送するよう郵便事業者に対して依頼しました。破産管財人は、転送された郵便物の封を開けて中身を確認することができます（破産法81条、82条）。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

前橋地方裁判所民事部破産再生係

※ この書面は必ず破産者に渡してください。

【協議問題】

- 3 不動産の任意売却において、抵当権者（主に金融機関）との交渉で工夫されている点があれば御教示願いたい。（弁護士会提出）

【出題趣旨】

不動産を任意売却する場合、破産管財人がその経験を踏まえて種々の工夫をしながら売却を進めているものと思われる。そこで、管財経験豊富な会員から不動産任意売却の実情や、実務上の問題点・注意点等をご紹介いただき、よりよい不動産任意売却の実務について協議したい。

【協議問題】

- 4 競売になることが予想される不動産内に残置してある動産につき、優先的に処分すべき物件は何か。(弁護士会提出)

【出題趣旨】

破産者が事業所等として使用していた不動産内に、パソコン本体、多量の会計帳簿、顧客名簿、従業員名簿、破産会社が作成したが他社（注文者）が著作権を持つデータ又はデータ媒体等など種々の動産が残置されていることがある。

その不動産が競売に付されることが見込まれる場合、前記動産をそのまま残置すると、競売によって買受人が処分することになると思われる。しかし、その場合に買受人が不適切な処分をしたことで個人情報が出たり、著作権を侵害してしまう危険性が考えられる。

どのような動産を優先的に処分すべきか、また実際に個人情報が出たりなどして問題となってしまった事例など破産管財人の経験を踏まえて検討したい。

【協議問題】

- 5 免責観察型の管財事件等免責不許可事由が認められる事案において、裁量免責事由として破産管財人はいかなる指導・監督をしているか。

また、破産者に免責不許可事由があるような場合に、申立代理人の立場ではどこまで指導を行っているか。(裁判所提出)

【出題趣旨】

免責不許可事由がある事案において、裁量免責事由としての破産管財人による指導等の実情をお伺いしたく出題した。

また、同時廃止事案で免責不許可事由がある場合等は申立代理人の立場から破産者に指導を行うことが有益と思われるが、実情をお伺いしたく出題した。

【協議問題】

- 6 ステップ段階（経験者の若手にやや業務量の多い事件を経験させる段階）の破産管財人の育成について、破産管財人（指導担当者）と破産管財人代理（育成対象者）から、感想等をお伺いしたい。（裁判所提出）

【出題趣旨】

群馬弁護士会と前橋地方裁判所は、協働して、破産管財人の育成を行っているが、育成状況について把握し、よりよい育成環境を考えていきたいため。

【協議問題】

- 1 法人と代表者個人が同時に破産申立てをする際の予納金につき、法人の資産を代表者個人の予納金に充てたり、逆に代表者個人の資産を法人の予納金に充てたりすることの当否について（弁護士会提出）

【出題趣旨】

代表者個人の流動資産は皆無状態で、法人の売掛金をなんとか回収してこれを法人だけでなく代表者個人の予納金にも充てたり、その逆の場合もある。しかし、厳密にはこれは相当ではない。代表者個人が法人に多額の貸付をしており、法人が回収した売掛金の一部をこの貸付への返済として代表者が受け取り、これを同人の予納金に充てたことがあるが、この問題は、どの程度厳密に捉えるべきなのか。

ちなみに、現在担当している事件で、法人の予納金が150万円、代表者個人のそれが0で管財人に就任したケースがある。

【協議問題】

- 2 破産手続開始時の破産債権届出期間及び破産債権調査期日（又は期間）の指定の可否について、各庁においてどのような取扱いをしているかお伺いしたい。

また、いわゆる留保型での開始決定が破産管財業務の障害等となった事例があれば破産管財人の御経験をお伺いしたい。（裁判所提出）

【出題趣旨】

当支部では、異時廃止の可能性が高い事件については、法人個人を問わず、いわゆる留保型（法31条2項）での開始決定を行っている。

具体的には、申立書類の審査や申立代理人への聞取りを行う中で、財団構成資産の有無、財団債権額、予想される管財人報酬額を考慮して判断している。そして、これらを総合して異時廃止となる可能性が極めて高いと考えられる場合に

は、破産管財人の意見をお聞きした上で、留保型での開始決定を行っている。

しかし、留保型で開始した後に予想に反して配当すべき財団が形成された場合には、改めて債権届出期間等を定めて債権者に対する通知や官報公告を行うことになり、手続が遅延し、煩雑となり、費用がかかるという不都合が生じることになるため、他庁においては、原則全件について債権届出期間等を指定しているところもあると認識している。

当支部において、上記のような事案にはここ数年接したことはないが、各庁において留保型での開始決定を行っている場合、注意点や参考となる取扱いがあれば御教示いただきたい。また、これに関連する破産管財人の御経験をお伺いし、今後の手続進行の参考としたい。

【協議問題】

3 売掛金の回収がスムーズにいかないケースにおいて、どの程度まで管財人として努力すればよいか。（弁護士会提出）

- (1) 管財人が送付した請求書に対して、債務者が支払をしない場合、管財人から再度請求書を送付したり架電するなどして支払を催促すると思うが、それをどの程度まで行えばよいか。
- (2) 債務者から、一括しての支払は無理であり、分割払にしてほしい旨要請された場合、管財事件の迅速処理との関係で、どのように対応するのがよいか。
- (3) どの程度の売掛金回収を達成したら、残債権を破産財団から放棄してもよいか。

【出題趣旨】

売掛金の回収については、債務者側も債権者が破産していることを承知して、支払を渋ったり、種々クレームを言っては値引きを要請してくるというケースが多々見られる。

全てにわたって法的手続を取ることは迅速処理や費用対効果の面で得策とはい

えないと思われるので、このような場合に、それぞれの管財人の方々がどのように工夫されているのかをお聞きしたい。

【協議問題】

- 4 破産財団の債権の回収のために、本庁、各支部における破産管財人は、以下の方法をどの程度利用し、どのような結果を得ているのか。

裁判所として把握していない場合には、協議会参加弁護士の御意見、参考事例を御紹介願いたい。（弁護士会提出）

- (1) 訴訟（提起件数と判決件数）
- (2) 債権回収会社等に対する債権譲渡（件数、額面に対する回収率及び譲渡先に関する注意点）

【出題趣旨】

破産管財人は、不良債権の回収に苦慮しているところである。

本庁、各支部における破産管財人は、同債権の回収のために、訴訟、債権譲渡の方法をどの程度利用されているか、利用状況と成果を御教示賜りたい。

【協議問題】

- 5 破産者が所有する不動産について、売却を試みる期間の目安があるか。

目安がある場合、どの程度の期間を想定しているか。（裁判所提出）

【出題趣旨】

破産者所有の不動産の売却においては、物件の所有状況（単有、共有、土地は所有しているが、建物は別人の所有など）、その物件に設定された担保権の状況、売却により財団がどの程度形成される見込みであるかなど、様々な状況が考えられるため、一律に売却を試みる期間を定めることはできないと考えられるものの、一方では、迅速な破産事件の処理のためには、売却の見込みがない場合に延々と売却を試みるのではなく、不動産を放棄することも視野に入れながら売却

を試みているものと考えられる。

そこで、例えば、破産者が単独所有の不動産、かつ、別除権者が少数である（２社程度）場合など一定の条件の下に、これを満たす場合には、目安期間二、三か月）を設け、この期間、任意売却を試みても買受希望者がいない場合には、放棄手続に移るなど、ある程度の目安を定めているか否か、目安がある場合にはどの程度類型化しているかをお伺いしたい。

【協議問題】

- 6 申立人（法人、個人事業主など）がＰＣＢ廃棄物を保管しているものの、その適切な処理に必要な財産がない場合の破産申立て、及び申立て後の破産管財人の対応について（弁護士会提出）

【出題趣旨】

ＰＣＢの廃棄処分には、その濃度により相応の処理費用が必要となるところ、その費用が確保できない破産案件が想定される。その場合に、申立代理人としてどのような判断をするのが適当か、また既に申立てられた案件で上記処理費用を賄う破産財団が存在しない場合に、管財人としてどのような対応を行うべきなのか、過去の事例なども参考に協議したく出題させていただくものである。

【協議問題】

- 7 マイナンバー制度に関連する個人情報の適切な管理について（弁護士会提出）

【出題趣旨】

今のところ、マイナンバー制度に関連する個人情報の管理について、問題になるような事案はないが、他の管財人において、経験されている方がいれば、情報の共有をさせていただき問題の所在、対応策などについて参考にさせていただきたい。

【協議問題】

8 法人・事業者の拠点にある多数の個人情報や営業秘密をどう扱うのか。

基本的には、外部に流出しないよう処分するということになるかと思うが、どのような方法でどの程度までやっておく必要があるのか。（弁護士会提出）

【出題趣旨】

法人・事業者の営業拠点には、従業員の履歴書や取引先の情報等々かなりの個人情報や営業秘密が紙ベースやデータで放置されている。今後は、そこに、従業員や取引先のマイナンバーにかかる情報が入ってくるため、それら情報の取扱いには、本来慎重に進める必要があると思われる。

紙ベースであれデータであれ、情報がきれいにまとまっていれば、それを外部に出ないよう処分すればよいと思われるが、現実にはどこに何があるのかわからない状態で、ロッカーや机の引き出しの奥に入っていたり、紙以外のごみや廃棄物に紛れていたりするため、分別が難しく、データ情報だけを取り出して処分するのは難しいのが現状である。

この点、従来は、不動産を売却したり、金を払って混合ごみとしてきれいに業者に処分を依頼できる場合は、個人情報や秘密を漏洩をさせないことを買主や処分業者に約束させるような方法をとっていたと思うが、これをせずにゴミとして漫然と引渡ししたり、財団がないため、片付けをしないまま大家に明渡しをしたり、不動産を放棄するといった事案も多数あるのではないと思われる。

しかし、最近では、誰もが情報管理に敏感になっており、従業員から履歴書の返還を求められたり、不動産の買主から現況渡しの前に個人情報の処分を求められたりするケースも出てきている。マイナンバー制度が始まり、今後、現場に残された情報の管理を気にする人が更に増えると思われる。

そこで、管財人としてどこまでやっておけばいいのか、どのような方法があるのか、金がない場合はどうしたらよいのかについて、協議しておく必要があると思われる。

【協議問題】

- 9 申立人がDV被害等の理由により、住所等の秘匿を希望している事案について、管財人として、どの時期にどのような情報が得られると管財事務がやりやすいか。(裁判所提出)

【出題趣旨】

DV被害者の住所を加害者に伝えてしまったことで、殺傷事件に発展するような事案が発生することも想定されるため、裁判所においても当事者情報の秘匿に関する整備をしている。管財人においても、そのような事案を処理するに当たっての配慮をしてくださっていることと思うが、利害関係人からの照会に回答するに当たり、裁判所からの秘匿情報がうまく伝達されないことで情報管理に支障が生じることも考えられるため、管財人において、どの時期にどのような情報があると情報管理がやりやすいのかお伺いしたい。

【協議問題】

- 10 破産管財事件において、破産管財人候補者の選定手続は、どのように行われているか。選定に際して考慮している事由はあるか。(弁護士会提出)

【出題趣旨】

静岡地方裁判所本庁と静岡県弁護士会静岡支部との協同作業によって、平成23年度頃から、管財人代理制度を利用するなどした破産管財人養成講座を立ち上げており、他の地域と比較しても先進的な取り組みをしているものと評価している。

昨今の破産管財対象事件数が減少する中で、養成事件として適切な事件が少なく、裁判所においても管財人代理事件を用意することは大変な御苦勞があることは承知している。ただ、養成期間終了後に更なる経験を積みたいと希望する会員が多くいることも事実である。

静岡県弁護士会静岡支部の破産実務研修委員会としても、養成講座受講後のできる限り多くの会員に対して更なる研修の機会を与えるために努力する必要があることから出題した。

【協議問題】

- 11 破産管財人候補者育成のために、静岡本庁及び沼津支部では、経験豊富な弁護士を破産管財人、経験の浅い弁護士を破産管財人代理に選任していると聞いているが、異なる法律事務所に所属する各弁護士が選任された場合、①具体的にどのように事件を処理しているのか、②互いの時間が合わなくて意思疎通が図りづらい等の問題点が生じていないか、という点について御教示いただきたい。（弁護士会提出）

【出題趣旨】

浜松支部においては、未だ上記方式を取り入れていないと認識しているが、同方式がスムーズに機能しているならば、弁護士会浜松支部としても前向きに検討すべきと考えるため、実情をお聞かせいただきたく出題した。

(別紙)

甲府地方裁判所

【協議問題】

1 管財事件における不動産売却交渉はどの程度の時間継続すべきか。裁判所との連携はどのように在るべきか（昨年度協議会のアンケート及び実績集計を振り返って）。（裁判所提出）

【出題趣旨】

当庁の実情を踏まえた適正・迅速な不動産換価業務の実現

※添付ファイル 1

平成 27 年度管財人等協議会第 3 問についてのアンケート

※添付ファイル 2

アンケート集計結果

※添付ファイル 3

実績集計結果

※添付ファイル 4

アンケート結果と実績のグラフ（種類ごとに分類）

※添付ファイル 5

今後の取扱い

【協議問題】

2 倒産事件における情報保護について。（裁判所及び弁護士会提出）

小問 1 破産管財人が、破産債権者から、破産者が保有する各種資料（会計資料、取引資料等）あるいは各種情報等を開示するよう要請があった場合、破産管財人はこれに応ずるべきか、また、応ずるべきとして、その範囲はどのようなものか。また、何らかの措置を講ずるべきか。

小問 2 破産事件の事件記録を閲覧・謄写出来るのは利害関係人に限られるが、逆に言えば利害関係さえあれば可能であるということである。管財人あ

るいは申立代理人として、申立てや各種申請、報告の際に、どのような情報の提出につき特に注意を払えばよいか。また、閲覧や謄写の対象とすべきでない情報を事件記録に顕出してしまった場合、情報保護の為に取る方法はあるのか。

【出題趣旨】

小問1 破産会社役員に対する責任追及、否認権行使の有無、破産に至る経緯等に問題意識をもつ破産債権者から、破産者が保有する各種資料・情報等の開示を要請される場合がある。各種開示は、破産債権者からの情報提供を促し、管財業務に役立つことがある反面、個人情報の保護、取引機密の保持といった義務に背く危険性をはらむ。そこで、各種開示の適否及び開示する場合の範囲について協議したい。

小問2 申立代理人・管財人の裁判所への書類提出の際における情報管理の在り方を協議したい。

【協議問題】

3 配当手続の選択における問題点について（主に簡易配当と同意配当の振り分けについて）。（裁判所提出）

【出題趣旨】

同意配当手続の適正・有効な活用にはどのような点に注意したらよいか。

【協議問題】

4 債権者申立ての管財事件をめぐる問題点について（裁判所及び弁護士会提出）

【出題趣旨】

債権者申立事件における申立代理人、管財人、裁判所、それぞれの立場で生じる問題点を明らかにし、情報を共有することによって、適切な連携を図る。

【協議問題】

5 財団を構成する財産に賃貸マンションがある場合の注意点（弁護士会提出）

【出題趣旨】

破産財団を構成する財産に賃貸マンションがある場合、破産管財人は、入居者に建物を使用させる義務を負うため、建物管理にあたり、管理会社に委託するか否か、入居者の要望にどの範囲で応えるべきか等、種々の配慮が必要となるが、どのような点に注意して管理を行っているか協議したい。

【協議問題】

6 財産状況報告集会における財産目録の記載方法（財団組入（見込）額欄への記載は、破産開始決定日現在のものとすべきか、集会日現在のものとすべきか）。

（弁護士会提出）

【出題趣旨】

どのような記載の仕方が望ましいのか協議したい。

【協議問題】

7 破産申立てがなされていない関係者に対する財務状況調査の要否及びその方法（弁護士会提出）

【出題趣旨】

効果的な調査方法があるのか、あるいは、そもそもどのような場合に調査をする必要があるかなどを協議したい。

【協議問題】

8 査定者を見つけることが困難な財産の評価方法（弁護士会提出）

【出題趣旨】

美術品、骨董品、知的財産権、各種利用権等、流通性・汎用性の低い財産は、査定者を見つけることがきわめて困難である。査定者を見つけることができなかった場合、売却代金設定の妥当性や資産放棄の相当性（価値なしを理由とする）を判断するにあたり、どのような基準を用いるべきか協議したい。

【協議問題】

9 自由財産拡張の基準と運用について（甲府地方裁判所による自由財産拡張の基準（財産の種別、金額による基準）と拡張の基準を超える場合の換価基準・方法

の確認)。(弁護士会提出)

【出題趣旨】

基準と運用の確認。

【協議問題】

10 財団帰属財産に対する防犯対策について。(弁護士会提出)

【出題趣旨】

財団財産には、各事案により宝飾品、書画骨董、商品在庫、什器備品、車両、建設機械、建物等、様々な物件が帰属する。また、近時、銅線の窃盗が横行しており、多額の損失をもたらす場合もある。このような事情を踏まえ、防犯対策はどうあるべきと考えるか、また、善管注意義務違反との評価を免れるためには、どの程度の措置を講じなければならないと考えるのか、出席者の見解を伺いたい。

第3問についてのアンケート

以下の質問に対してお答えいただき、本日のお帰りの際又は平成28年2月19日までに、破産係までご提出ください。

(1) 山梨県内で破産財団を構成する不動産を売却・換価しようとする場合、それぞれの不動産の類型について、業者に依頼するとしてからどのくらいの期間が必要だと認識しておられますか？

① いわゆる住宅地の宅地・建物

ア 6か月 イ 1年 ウ 1年6か月 エ 2年

② 住宅地以外の宅地・建物

ア 6か月 イ 1年 ウ 1年6か月 エ 2年

③ 農地

ア 6か月 イ 1年 ウ 1年6か月 エ 2年

④ 耕作されている農地

ア 6か月 イ 1年 ウ 1年6か月 エ 2年

⑤ 山林

ア 6か月 イ 1年 ウ 1年6か月 エ 2年

(2) どのような要素があるときに売却・換価のために、より期間をかけるべきだと思いますか？それはどの程度（何か月）でしょうか？

(ア) 抵当権が設定されている

a オーバーローンだがなにがしか財団組入れの約束がある。

ア 6か月 イ 1年 ウ 1年6か月 エ 2年

b 担保余剰がある

ア 6か月 イ 1年 ウ 1年6か月 エ 2年

(イ) 換価できれば、債権者に配当ができそうである

ア 6か月 イ 1年 ウ 1年6か月 エ 2年

(ウ) 換価できれば、労働債権や税金の支払ができそうである

ア 6か月 イ 1年 ウ 1年6か月 エ 2年

(エ) 買受希望者の目途がある

ア 6か月 イ 1年 ウ 1年6か月 エ 2年

(オ) 上記以外に、より期間をかけるべきと思われる要素があれば、お書きください

(3) どのような要素があるとき、売却・換価のためにあまり期間をかけない方がよいと思われますか？

アンケート結果について

- (1) 山梨県内で破産財団を構成する不動産を売却・換価しようとする場合、それぞれの不動産の類型について、業者に依頼するとしてからどのくらいの期間が必要だと認識しているか。

①いわゆる住宅地の宅地・建物

- ア 6か月：21票
- イ 1年：19票
- ウ 1年6か月：0票
- エ 2年：0票

②住宅地以外の宅地・建物

- ア 6か月：5票
- イ 1年：29票
- ウ 1年6か月：6票
- エ 2年：0票

③農地

- ア 6か月：2票
- イ 1年：15票
- ウ 1年6か月：6票
- エ 2年：7票

未回答：10票 ※うち注2の「(ほぼ)売れない」との記載は3票

④耕作されている農地

- ア 6か月：5票
- イ 1年：17票
- ウ 1年6か月：4票
- エ 2年：6票

未回答：8票 ※うち注2の「(ほぼ)売れない」との記載は2票

⑤山林

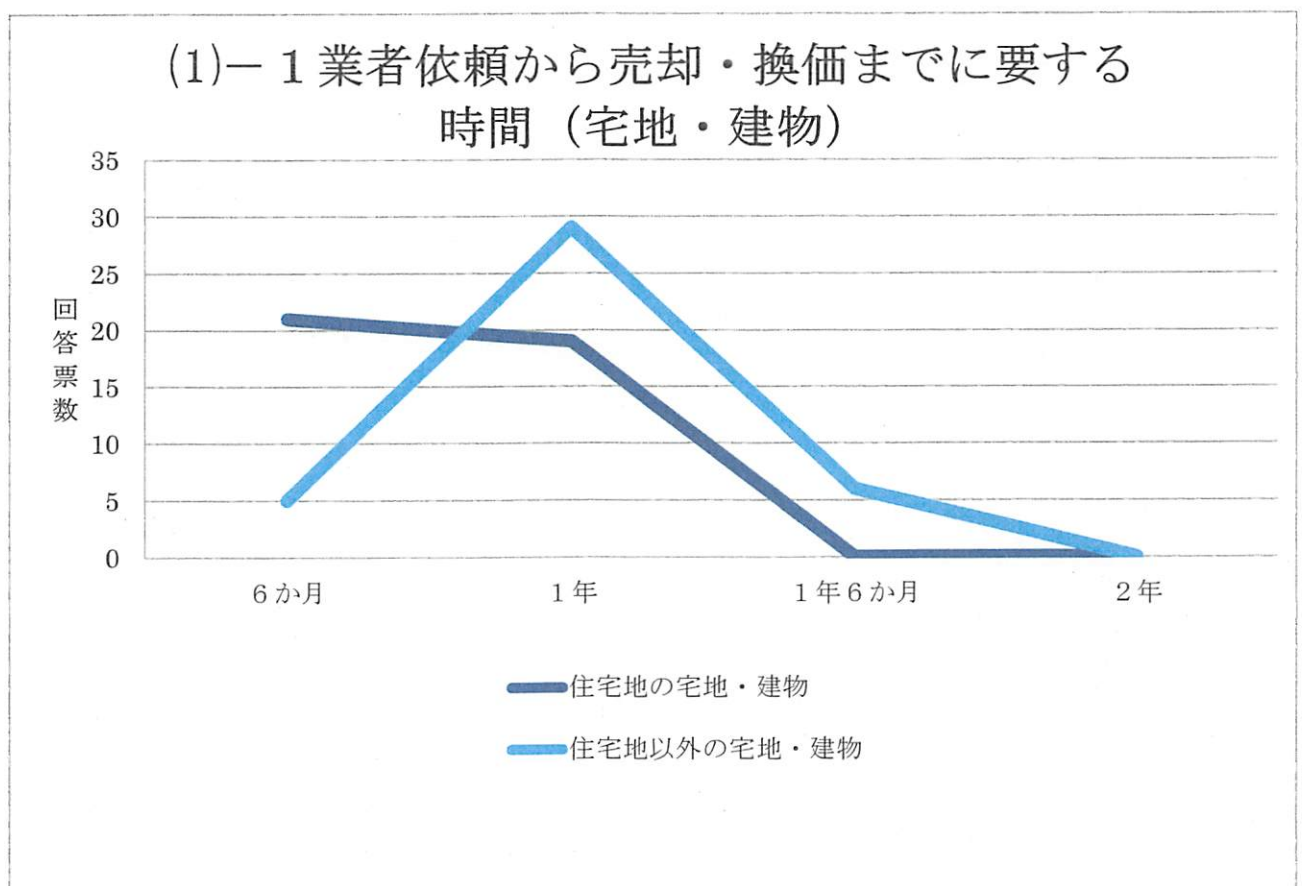
ア 6か月：5票

イ 1年：8票

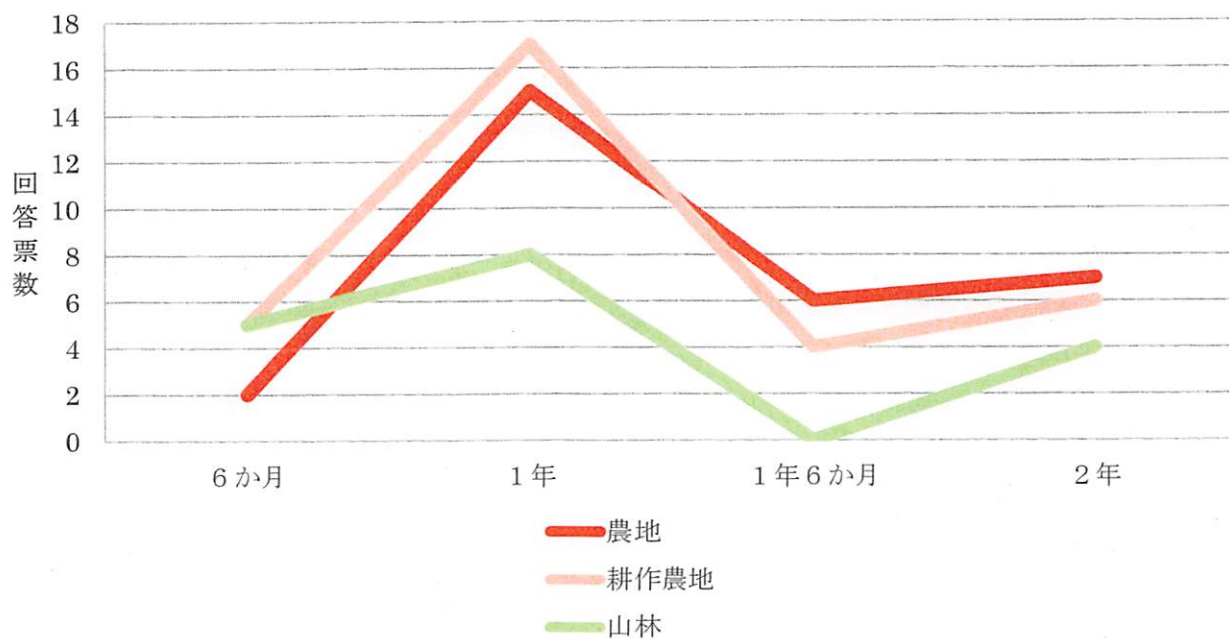
ウ 1年6か月：0票

エ 2年：4票

未回答：23票 ※うち注2の「(ほぼ) 売れない」との記載は20票



(1)－ 2 業者依頼から売却・換価までに要する時間（農地・山林）



注 1：平成 28 年 2 月 9 日実施，回答者は 40 名

注 2：いずれかの期間を選択していながら、「(ほぼ) 売れない」と記載されているものは，本質問は売却・換価を前提としていることから，当該期間の票数には算入しないこととした。

(2) どのような要素があるときに売却・換価のために，より期間をかけるべきだと思うか。それはどの程度（何か月）か。

① 抵当権が設定されている。

a オーバーローンだが，なにがしか財団組入れの約束がある。

ア 6 か月：21 票

イ 1 年：1 票

ウ 1 年 6 か月：1 票

エ 2年：0票

未回答：17票 ※うち注3の「より期間をかけるべきではない」

旨の記載は7票

b 担保余剰がある。

ア 6か月：16票

イ 1年：18票

ウ 1年6か月：0票

エ 2年：0票

未回答：6票 ※うち注3の「より期間をかけるべきではない」

旨の記載は2票

② 換価できれば、債権者に配当ができそうである。

ア 6か月：11票

イ 1年：22票

ウ 1年6か月：1票

エ 2年：0票

未回答：6票 ※うち注3の「より期間をかけるべきではない」旨

の記載は1票

③ 換価できれば、労働債権や税金の支払ができそうである。

ア 6か月：22票

イ 1年：7票

ウ 1年6か月：1票

エ 2年：0票

未回答：10票 ※うち注3の「より期間をかけるべきではない」

旨の記載は3票

④ 買受希望者の目途がある。

ア 6か月：23票

イ 1年：13票

ウ 1年6か月：1票

エ 2年：0票

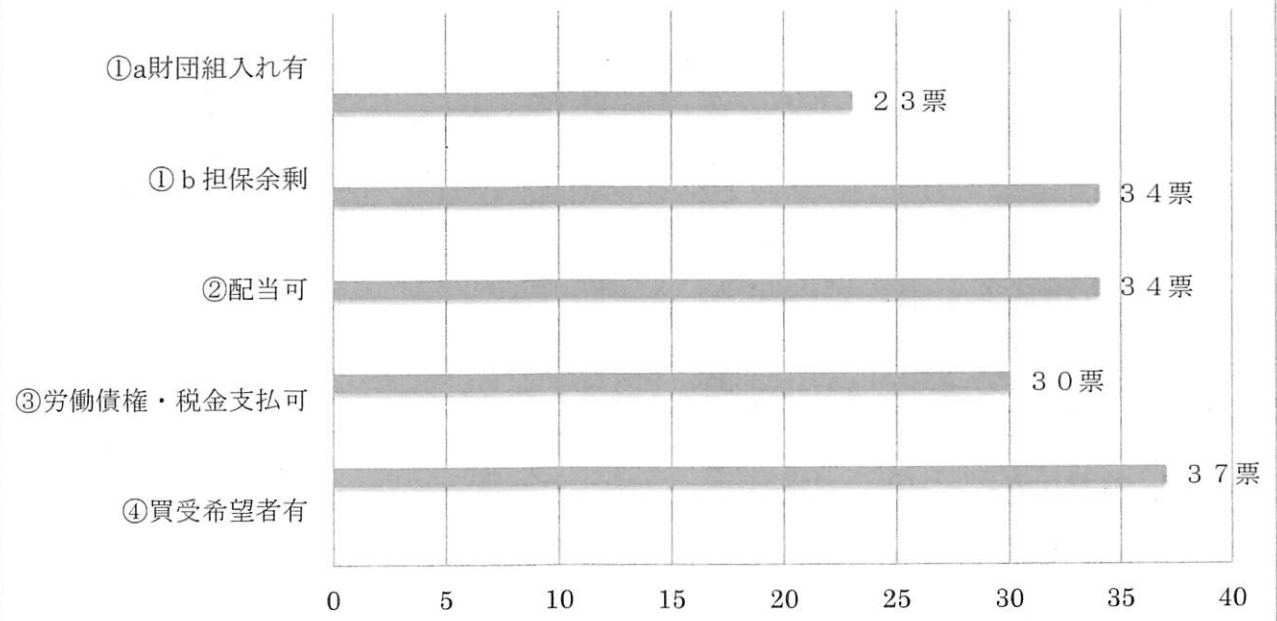
未回答：3票 ※うち注3の「より期間をかけるべきではない」旨
の記載は3票

⑤ 上記以外に、より期間をかけるべきと思われる要素

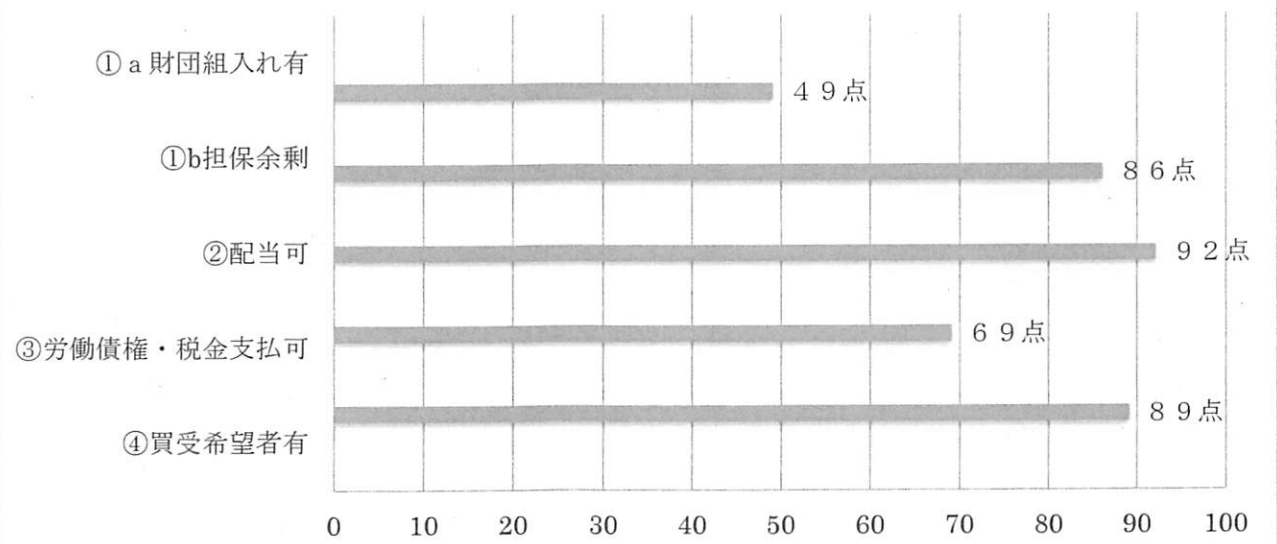
- ・破産者の元に資産を残すことが正義に反する特段の事情がある
- ・競売手続では、反社会的勢力が介入する恐れがあるなど、不都合が生じる
- ・法人所有不動産で倒壊危険性など管理の必要性がある（3票）
- ・土壌汚染等がある
- ・大型不動産である
- ・債権者申立事案などで、債権者の意向が強い
- ・賃料収入が当面見込まれる
- ・その他の管財業務が終了していない（2票）
- ・通常売却が可能であれば、時間はかけるべきである

等々

(2)－ 1 売却・換価により時間をかけるべき要素



(2)－ 2 どの要素にどのくらいの時間をかけるべきかという観点も加味した得票数の整理



注3：「より期間をかけるべきではない」旨の記載がされているものについては、未回答に算入し、グラフでは0か月と計算することとした。

注 4 : (2)－ 1 のグラフは，売却・換価により時間をかけるべき要素につき，要素ごとの得票数を整理したもの。

(2)－ 2 のグラフは，売却・換価により時間をかけるべき要素につき，どの要素にどのくらいの時間をかけるべきかという観点も加味して得票数を整理したもの。6 か月を 2 点，1 年を 3 点，1 年 6 か月を 4 点と点数化し，それに票数を乗じて合算する方法により，要素ごとの合計点数を算出した。これにより算出された結果によると，当該合計点数が高い要素ほど，時間をかけてでも売却を試みる相当性が高い要素と見られているといえよう。

(3) どのような要素があるときに，売却・換価のためにあまり時間をかけない方がよいか。

(売却困難)

- ・売却困難な事情がある，売却見込みがない（8 票）

（接道がない，共有・相続不動産で他者の協力を得られない，形状に問題がある，朽廃している等）

(費用の発生)

- ・固定資産税が発生する（5 票）
- ・管理費用が発生する（2 票）

(配当増加の見込み)

- ・配当見込みがない（少ない），売却の成否が配当に影響しない（4 票）
- ・税金滞納額が大きい（2 票），滞納処分庁の差押えがある
- ・法人所有不動産で換価しても公租公課の弁済しかできない
- ・財団組入額が少なく，その他の財産が多額である
- ・財団組入額が期待できず，その他の管財業務がない

(債権者の意思)

- ・債権者が任意売却を希望していない（放棄を希望している）（2票）
- ・担保権者が担保の受戻しに非協力的である

等々

各 位

甲府地方裁判所

民事部破産係

先の管財人等協議会において御協力をいただいたアンケートの結果がまとまりましたので、別添のとおり、御報告いたします。

また、当庁の平成24年度から26年度までの破産事件における不動産売却の実績調査を行いましたので、その結果を併せて御報告いたします。加えて両結果を踏まえて検討した今後の不動産売却についての方針案を作成いたしましたので、御意見等がありましたら、当破産係までお聞かせいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

(添付書類)

- 1 アンケート結果について
- 2 不動産売却に関する実績調査結果について
- 3 管財事件における不動産売却の取扱いについて（案）
- 4 平成27年度管財人等協議会結果要旨（末尾にアンケート添付）

不動産売却に関する実績調査結果について

- (1) 甲府地方裁判所本庁の平成24年度から平成26年度までの破産管財事件において、破産財団を構成する不動産を売却・換価するまでに、どのくらいの期間を要したか。

① 宅地・建物

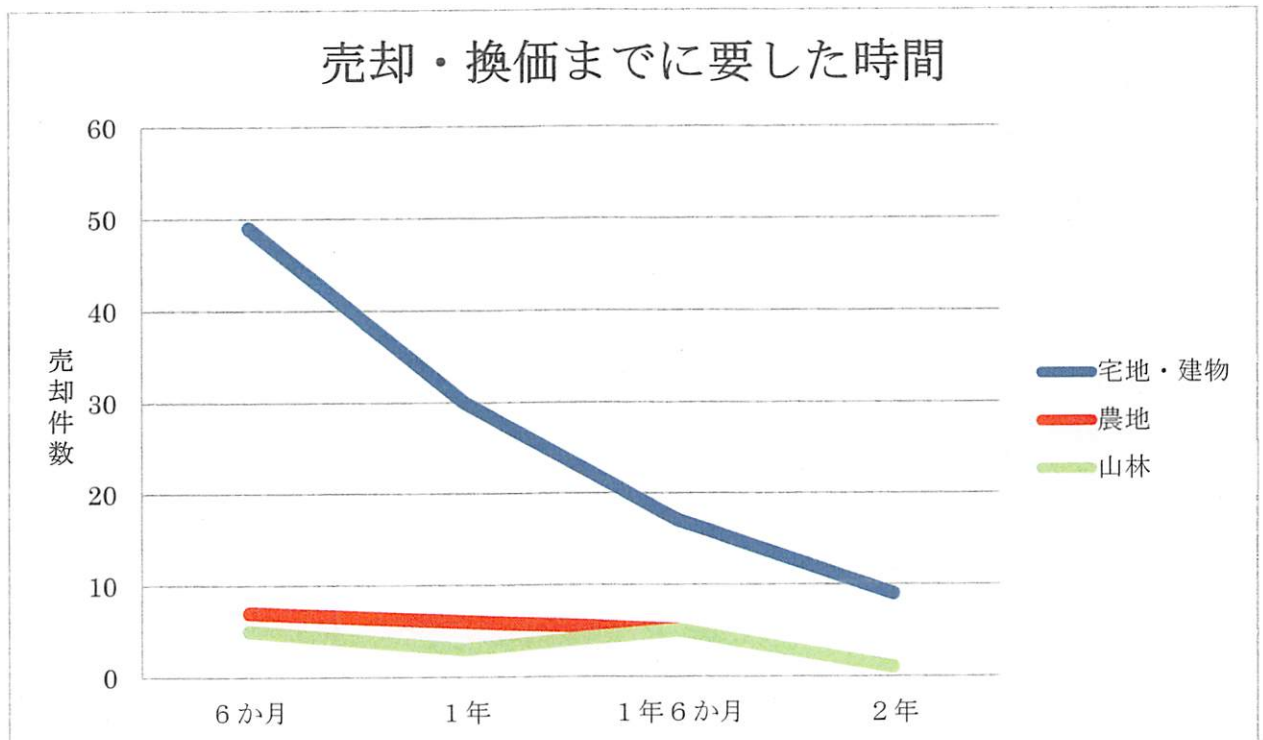
- ア 6か月：49件
- イ 1年：30件
- ウ 1年6か月：17件
- エ 2年：9件

② 農地

- ア 6か月：7件
- イ 1年：6件
- ウ 1年6か月：5件
- エ 2年：1件

③ 山林

- ア 6か月：5件
- イ 1年：3件
- ウ 1年6か月：5件
- エ 2年：1件



注1：特に開始決定時から遅れて業者に売却を依頼したことが記録上明らかなもの以外は開始決定時から売却までの期間を計上した。

注2：売却許可決定ごとに集計し、同一決定に種目の異なる不動産が含まれる場合はそれぞれ計上した。

(2) 甲府地方裁判所本庁の平成25年度及び平成26年度の破産管財事件中、売却ができるまでに1年6か月以上の期間を要したケースにおいて、期間途中の段階で引き続き売却を継続することとした際に、どのような要素が考慮されていたか。

① 買受交渉中である。

買受希望者が名乗りを上げている。

買受希望者が現れる見込みがある。

※ これら要素が明示されているもの23例。ほぼ全件について程度の差はあれ売却先の目途がついていたことが分かる。

なお、一旦、買受希望者が名乗りを上げたとして売却を継続した後、

当該不動産が風致地区にあり建物を建てられないことが分かり、買受希望者が希望を撤回したことから、売却可能性がないとして直ちに不動産の放棄の手續に進んだ例もあった。

また、農地である不動産につき、既に開発許可が得られているからという理由を記載して、買受希望者が現れる見込みがあるとしている例もあった。(1件)

- ② 担保権が設定された不動産の売却につき、担保権者と合意ができている。

担保権者と合意ができる見込みがある。

※ これら要素が明示されているもの4例。もともと、報告書等を全体として読むと、当該不動産に担保権が設定されている場合には、ほぼ全件について、当然のこととして、任意売却につき担保権者と交渉行っているか、交渉を行う予定であり、その上で、担保権者との間で既に合意ができているか、合意できる見込みである状況であることが窺われる。

なお、合意ができない後順位担保権者に対して担保権消滅許可の申立てを行うことを予定している例もあった。

- ③ 共有持分の売却につき、共有者間の合意ができている。

合意できる見込みがある。

建物の売却につき、底地の所有者との合意ができている。

合意ができる見込みがある。

※ これらの要素が明示されているものは3例であるが、共有持分や借地上の建物の売却の場合には、当然のこととして考慮されているようである。

- ④ 不動産の売却により財団の増殖が見込まれる。

※ この点につき、財団の増殖と明示されているものはないが、報告書

等を全体として読むと、ほぼ全件について、担保権の設定されていない不動産であるか、担保余剰があるか、担保権者からなにがしかの財団組入れがあるか（いわゆる判子代が得られる見込みと記載のあるもの）など、財団の増殖が考慮されていることが窺われる。

⑤ 売却を続けても、その期間に財団が減少するようなことがない。

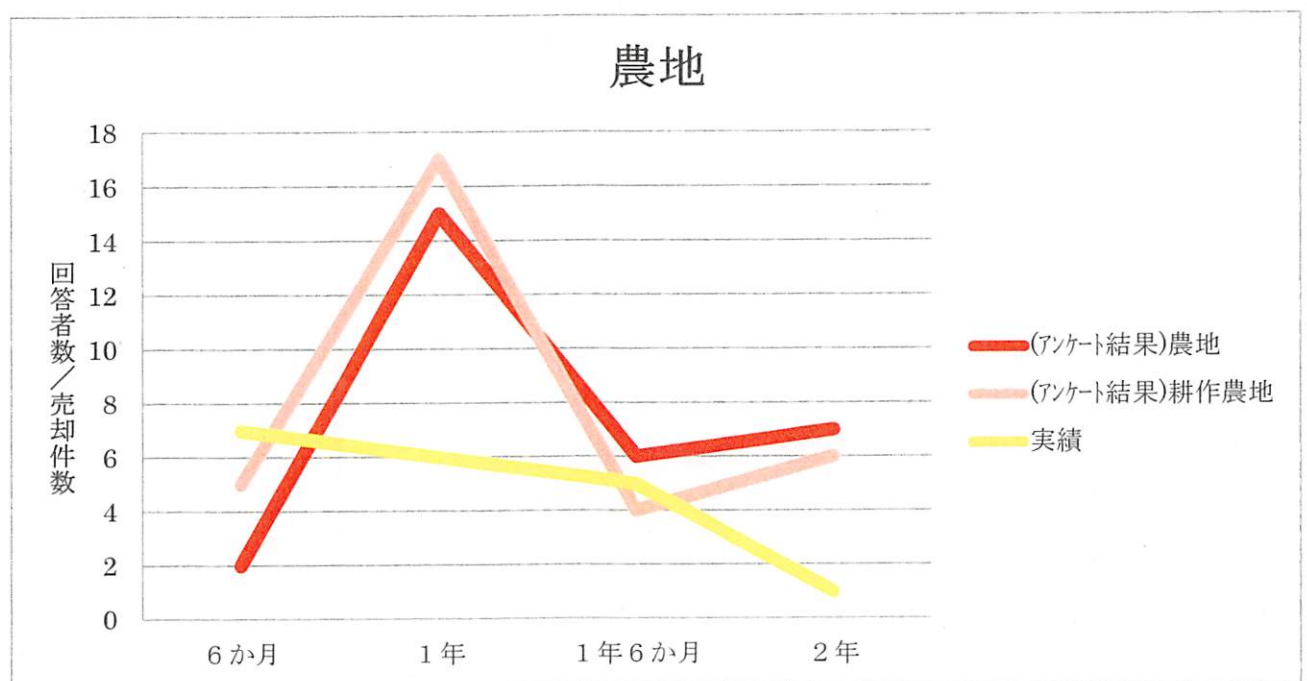
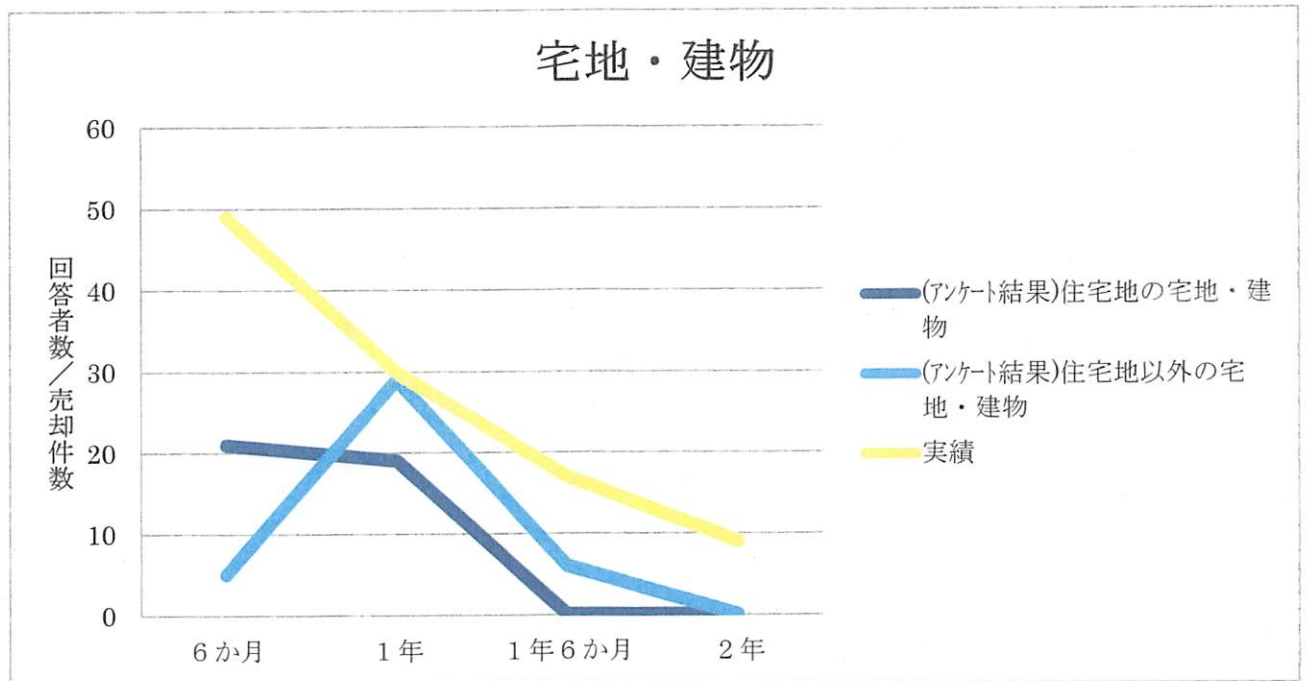
※ 不動産に相応の賃料収入があるとするもの1例。もっとも、多くの事例において、明示の記載はないが、売却を続けても、その期間に過大な管理費用等が掛からないなど、財団が減少しないことが考慮されていることが窺われる。

⑥ その他

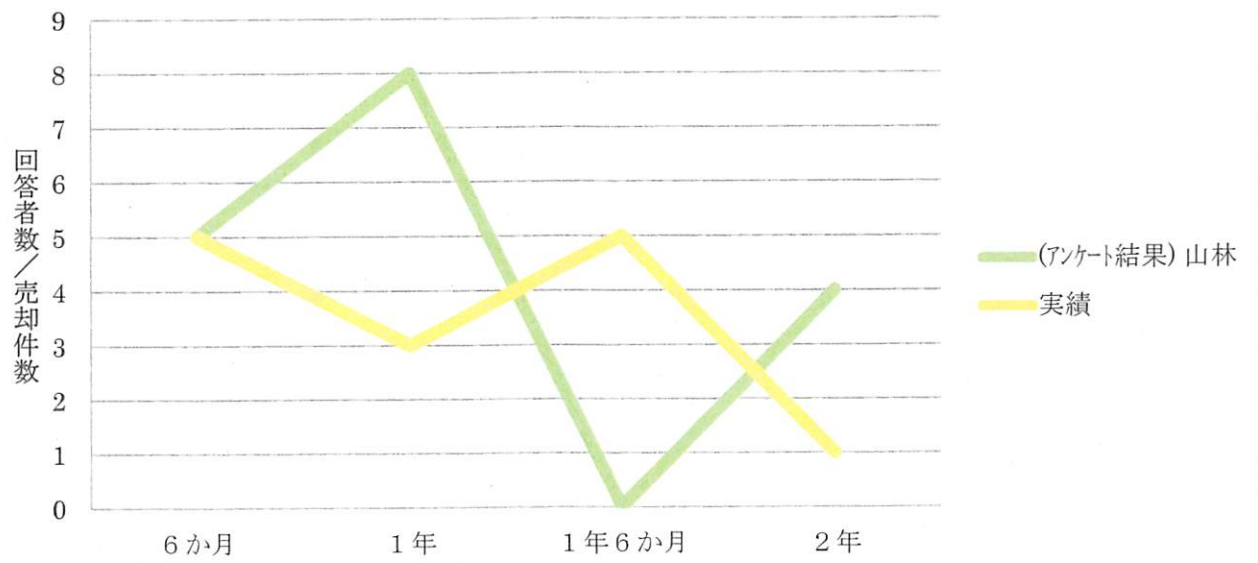
※ 不動産内に残存する破産者所有の動産である有害廃棄物等の処分を、不動産の任意売却に併せて、買受人の負担で適法に行う計画であるというものが2件。これらは、財団の減少を回避しつつ（あるいは財団では処分費用に足りないのを補填しつつ）、有害廃棄物等の処分を適法に行うための方策といえよう。

注：各事件記録中の各種報告書等を調査し、複数の要素を考慮している場合には各要素をそれぞれ計上した。

不動産の種目ごとに、売却・換価までに要する時間についてのアンケート結果と過去3年間の売却実績をグラフ化した結果



山林



管財事件における不動産売却の取扱いについて（案）

- 1 管財事件において、当庁では、管財人は、財団に属する財産の管理・処分
の状況その他の事項についての報告を、第1回集会前の面接時、及び概
ね3か月おきに行うこととしている財産状況報告集会への報告時、及び債
権者集会への報告時に、裁判所に対しても報告することとしている。

裁判所は、上記の各報告の内容から、不動産売却についての進行状況を
覚知することになる。

2 「宅地・建物」について

- (1) 管財人等協議会でのアンケートの結果及び当庁実績調査の結果を見
ると、不動産のうちの「宅地・建物」については、実績調査のグラフに
表れているように、6か月以内に売却された件数が最も多く、1年以内、
1年6か月以内と順次数が減っていき、総数の75%が1年以内に
売却され、16%が1年～1年半に売却されている。アンケートのグ
ラフを見ても、住宅地の宅地・建物では100%が、住宅地以外では8
5%が1年以内に売却できるとの回答である。

このような状況からすると、宅地・建物については、その多くは1年
以内に売却できるものと見てよいと考えられる。

そうすると、裁判所と管財人との間で、開始決定から1年を経る時期
の前後頃に、「さらに売却を継続するか否か」を意識的に検討するのが
適切ではないかと思われる。この段階で、さらに期間をかけるべきとは
いえないものは、きちんと選り分けて放棄等の措置を取ることとし、事
件を無為に長期化させないようにしたい。

- (2) そこで、管財人には、開始決定から1年を経る時期の前後頃に提出す
る集会の報告書において（原則として、従前から提出が予定されている
報告書とは別に報告書を作成することを求めるものではない。）、当該不
動産の売却を継続するか否かについての意見と、売却を継続するか否か

を検討するのに必要な要素に係る事情とを記載していただくこととする（記載していただく要素に係る事情については、後記4）。

その後は、裁判所と管財人との間で、さらに6か月を経る時期の前後頃ごとに、「さらに売却を継続するか否か」を意識的に改めて検討することとし、管財人には、その時期の報告書において、それについての意見と検討に必要な要素に係る事情とを記載していただくこととする。

3 「農地・山林」について

- (1) アンケート結果及び実績調査結果を見ると、不動産のうちの「農地・山林」については、実績調査のグラフに表れているように、そもそも総数が少ないものの、6か月以内に売却された件数、1年以内に売却された件数、1年6か月以内に売却された件数があまり変わらないという状況となっている。アンケートのグラフを見ても、農地・耕作農地・山林について、いずれも1年以内にピークがあるものの、宅地・建物よりも売却に長い期間が掛かるという回答となっている。

このような状況からすると、農地・山林については、1年6か月程度は売却に期間を要することも特異なこととはいえないと考えられる。

そうすると、裁判所と管財人との間で、開始決定から1年6か月を経る時期の前後頃に、「さらに売却を継続するか否か」を意識的に検討するのが適切ではないかと思われる。この段階で、さらに期間をかけるべきとはいえないものは、きちんと選り分けて放棄等の措置を取ることとし、事件を無為に長期化させないようにしたい。

- (2) そこで、上記の宅地・建物の場合と同様に、管財人には、開始決定から1年6か月を経る時期の前後頃に提出する集会報告書に、さらに売却を継続するか否かについての意見と、売却を継続するか否かを検討するのに必要な要素に係る事情とを記載していただくこととする。

その後、さらに6か月を経る時期の前後頃ごとに、「さらに売却を継

続するか否か」を意識的に改めて検討することとし、管財人には、その時期の報告書において、それについての意見と検討に必要な要素に係る事情を記載していただくこととする。

- 4 上記2，3記載の各時期における報告書において、管財人から、さらに売却を継続するか否かを検討するのに必要な要素について報告していただく事情は、実績調査結果において実際に考慮されていた要素及びアンケート結果において考慮すべきと回答された要素を踏まえると、以下のよう
にまとめることができる。

(1) 買受人が現れるかに関する事情

(ア)現に買受交渉中である、(イ)買受希望者が名乗りを上げている、(ウ)買受希望者が現れる可能性がある、といった事情を具体的に報告していただきたい。特に(ウ)買受希望者が現れる可能性があるという場合には、可能性があると考え理由をある程度ていねいに具体的に報告していただきたい。

(2) 財団増殖の見込みに関する事情

担保権が設定されていない、担保権が設定されているが財団組入れがあるなどの財団が増殖する見込みについて報告していただきたい。この場合は、どの程度の額の増殖が見込まれるのか、それによって、どこまでの弁済ができるのか、配当ができるのか、についても報告していただきたい。

(3) 売却のために了解を必要とする関係者の意向に関する事情

担保権者、共有者、底地所有者等の当該不動産を売却するに当たり、その了解を必要とする者らが売却に賛成するかどうか、彼らの意向について報告していただきたい。大口債権者の意向を確認していただく必要がある場合もあろう。

(4) さらに期間をかけると発生する不都合に関する事情

さらに期間をかけると、不動産管理の費用が発生するなど、財団の減少を招く事情がある場合には、その事情と財団減少の程度について報告していただきたい。

(5) その他

その他の当該不動産固有の事情があれば、報告していただきたい。

【協議問題】

- 1 財団債権の承認（弁済）等のうち100万円以下の行為は裁判所の許可が不要とされているところ（破産法78条3項1号，同規則25条），法律上の許可不要行為であっても，裁判所において許可を得るべきものとして扱われている行為があるか，裁判所の運用について教示いただきたい。（弁護士会提出）

【出題趣旨】

管財人としては，法律上の許可不要行為であっても，例えば財団債権の按分弁済になる可能性がある場合（破産法152条の場面）における100万円以下の財団債権の弁済等については，裁判所の許可を求めた上で弁済等を実施することがあるところ，裁判所において，法律上許可不要行為とされるものの中でも許可を得るべきものとして扱われている行為があれば，お示しいただきたい。

【協議問題】

- 2 異時廃止見込み事案で開始された事件につき，ある程度の財団が形成された場合に，配当を行うかどうかにつき，どのような基準で判断されるのか教示されたい。（弁護士会提出）

【出題趣旨】

管財人においても，裁判所の判断基準を知っていた方が事件の円滑処理に資すると考えるため。

【協議問題】

- 3 99万円を超える財産の自由財産拡張につき，ある程度統一的指針を設けることの可否（弁護士会提出）

【出題趣旨】

自由財産拡張決定に当たっては，管財人の意見が重視されると見受けられるが，管財人によって判断が区々であるため，ある程度統一的判断指針を設けた方が，公平な事件処理に資すると考えるため。

【協議問題】

4 農地法の許可を取得せずに農地を雑種地等として利用する、いわゆる違法転用の農地について（弁護士会提出）

- (1) どのような場合に放棄が認められるか。
- (2) 破産財団に資力がある場合、破産管財人が農地に戻す必要はあるか。
- (3) 法人の破産管財人に対し、農地への原状回復請求あるいは損害賠償請求等を行うべきか。

【出題趣旨】

法人の代表者名義の農地について違法に転用を行い、法人の資材置き場等として利用されているケースがある。このような場合、農振除外地域にある等で宅地への転用が認められないが、農地へ戻すにも費用が高額であり、換価処分が極めて困難である。他方、税務上は雑種地としての取扱いとなるため固定資産税評価額が高く、別除権の設定もない等、破産管財人としては放棄を躊躇する事案であるため出題した。

(3)については、代表者と法人の破産管財人に選任されていることが多く、利益相反の問題もある。

【協議問題】

5 厚生年金基金の特別掛金について（弁護士会提出）

- (1) 長野県内の状況について（事案、審査請求・訴訟及びその結果等）
- (2) その他、特別掛金について問題となった点

【出題趣旨】

厚生年金基金の特別掛金については争いがあるところであり、破産管財業務が長期化する要因となっている。県内では、審査請求、訴訟等に至った事案が蓄積されている段階と思われるので、情報を共有し今後の参考としたい。また申立人代理人、破産管財人として留意する点があれば御教示いただきたい。

【協議問題】

6 個人情報保護法の改正が管財業務に与える影響について（弁護士会提出）

【出題趣旨】

今般の個人情報保護法改正によっていわゆる5000件要件が撤廃されるなどすることにより、管財業務にも少なからず影響が及ぶものと思われることから、実務上いかなる点に注意すべきかをあらかじめ確認し、情報の周知を図る必要があると思われるため出題した。

【協議問題】

7 自己破産の申立てに際し、住所が明らかでない個人債権者について、住民票の閲覧等が制限されている場合には、どのような対応を行うことが相当か。（裁判所提出）

【出題趣旨】

住民票の閲覧等が制限されている場合には、申立人代理人において、市町村に対する弁護士会照会を行い、住所を調査することが考えられるところ判明した住所をいかに取り扱うべきかについては、事件個々の事情等により、一概には定められないものとも思われる。

仮に、そのようにして判明した住所が債権者一覧表に記載され、何らの手当てがされないまま、当該債権者一覧表が事件記録の一部となることは個人情報の管理上、問題があるといわざるを得ない。

そこで、弁護士会照会の必要性という点を含め、本問が検討された結果、弁護士会と裁判所との間で、共通の認識が持たれ、更には、運用や方針といったものが立てられるのであれば、今後の事務処理に役立つと考えて出題した。

【協議問題】

8 管財人の選任に当たり、名簿を作成するなどして、公平な選任を検討された。（弁護士会提出）

【出題趣旨】

特定の弁護士に偏って配填されているのではないかという疑問があるため。

【協議問題】

- 1 適正・迅速な管財事件の処理に向けた申立代理人，破産管財人及び裁判所の三者間の連携，情報共有の在り方について (裁判所提出)

【出題趣旨】

破産事件の適正迅速な処理を実現するためには，裁判所と破産管財人が認識を共有するとともに，申立代理人とも認識を共有する必要があると考えられる。そこで，裁判所と破産事件に関与する弁護士との連携を深めるため，協議を行う方法（協議の形態・参加者等），申立段階における準備の在り方等についてご意見をお伺いしたい。

【協議問題】

- 2 倒産関係手続に関与する弁護士と裁判所の間の連携を深めるための工夫例について (裁判所提出)

【出題趣旨】

長岡支部においては，毎年，地区弁護士会との間で，倒産関係事件処理に関する意見交換会を実施しており，その中では，意見交換のほかに，倒産関係事件の経験豊富な弁護士の講義（主に，破産管財人業務についてのレクチャー）を行っており，破産管財人候補者の育成及び裁判所と弁護士との間で共通認識の醸成を図る機会としている。

今年度は，経験豊富な弁護士の講義に代えて，裁判所から，倒産関係事件の申立てにあたっての留意事項について講義を行う予定（そのほかに，例年どおり意見交換を行う予定）であるが，本庁及び他の支部においては，このような機会を設けているのか，また，設けていない場合には，これに代わるような方策を行っているのか，各庁の実情をおうかがいしたい。

【協議問題】

- 3 破産事件における個人情報の適切な管理について (裁判所提出)

【出題趣旨】

破産事件において個人情報の取扱いが問題となる場面として、例えば債務者の住所等の秘匿が必要となる場面が考えられるが、そのような場合に、秘匿情報の流出防止と法律で規律されている債権者等の権利のバランスを考慮した上で秘匿すべき情報をどのように取り扱うべきか、申立代理人・裁判所・破産管財人の立場でそれぞれどのような対処が必要となるか、実際に対応した際の工夫例等があればご紹介いただき、今後の参考とさせていただきたい。

【協議問題】

- 4 破産者保有の所有権留保物件である普通自動車について、対抗要件を具備しないまま支払停止後に自動車を引き上げて債務の弁済に充てた行為に対し、否認権が行使された事例があれば紹介されたい。あわせて破産者保有の所有権留保物件である軽自動車について、同様に否認権が行使された事例があれば、紹介されたい。
- (弁護士会提出)

【出題趣旨】

所有権留保物件である普通自動車については、最判平成22年6月4日（判タ1332号60頁）で判断が示されているところ、当該判例をふまえ、どのような処理がなされているか確認しておきたい。

また、所有権留保物件である軽自動車については、名古屋地判平成27年2月17日（金法2028号89頁）で判断が示されているところ、当該判例に沿った処理がなされているかなど確認しておきたい。

【協議問題】

- 5 破産者が自動車（軽自動車を含む）を所有しており，処分せず自己使用を継続するため，自由財産拡張申立の対象とする場合があるが，拡張決定の時期について留意している点があるか。（弁護士会提出）

【出題趣旨】

破産手続開始後に破産財団に属する自動車で交通事故を起こすと，管理処分権を有する管財人が運行供用者責任を問われる可能性があるため，破産管財人が鍵を保管するなどして自動車の無断使用を防止すべきと指摘されている(破産管財実践マニュアル第2版・107頁)。

個人破産の場合，特に地方では破産者が通勤等で自動車を使用せざるを得ず，破産管財人が鍵を保管するなどの処置は執りづらいと考えられるが，上記のとおり破産管財人が運行供用者責任を負担する事態を回避するため，自動車についてのみ先行して自由財産拡張決定するなどの運用がなされていれば紹介されたい。

【協議問題】

- 6 自動車に関する自由財産の拡張について

自然人の破産事件の場合，自動車は，自由財産の拡張によって引き続き破産者において使用されることが多いと思われるが，拡張の時期等についてご意見を伺いたい。（裁判所提出）

【出題趣旨】

破産手続開始決定後に破産財団に属する自動車で交通事故を起こした場合，管理処分権を有する管財人が運行供用者責任（自賠3）を問われ，損害賠償債務を財団債権（破148I④）として負担し，破産財団を大幅に毀損するおそれがある。

当支部では，上記リスクが生じないようにするため，拡張が予定される自動車が存在する場合，開始決定当日に少なくとも自動車について自由財産の拡張を行うか，管財人において鍵を預かるなどの扱いを推奨している。

この点について、意識的に処理されることなく、第一回集会期日頃に拡張される例（開始決定後拡張までの間も使用していたと思われる。）が見受けられたので、各庁の実例や管財人のご経験等を踏まえて、円滑な事務処理の参考にしたいと考えて出題した。

【協議問題】

- 7 個人の破産管財事案において、破産手続開始後に具体的納期限が到来する国民健康保険料については、どのような取扱いがなされているか。（弁護士会提出）

【出題趣旨】

国民健康保険法によれば、市町村による保険料の賦課期日は当該年度の初日であり（同法76条の2）、当該年度分の保険料は破産手続開始時に具体的納期限が未到来の分も財団債権に該当する（破産法148条1項3号）と考えられるが、市町村によって開始決定後の具体的納期限到来についての交付要求の取扱いが異なり、破産者が新得財産によって負担するケースも少なくないと思われる。

この点について取扱いの実情等を確認したい。

【協議問題】

- 8 破産会社所有の不動産上にP C B等の有害物が存在する場合の不動産の処理について（裁判所提出）

破産財団に含まれる不動産にP C B等の有害物が存在する場合には、破産管財人としては、安易に破産財団から放棄すると管理者不在となって危険が生じることから、可能な限り危険物を除去するよう努力することが求められ、安易に破産財団から放棄すべきでないとされているが（破産管財の手引〔増補版〕160頁〔Q31〕など）、主に処理費用や処理に要する期間について、どのような検討を加えながら、不動産を放棄するか否かを決定しているのか、お伺いしたい。また、併せて、P C B処理の実情についてもお伺いしたい。

【出題趣旨】

当支部で扱った複数の破産管財事件で、破産会社所有の不動産上にP C Bが存在する事案があった。P C Bを含む不動産については、管財人がポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という。）2条2項の「事業者」としての責任を負うわけではないが、P C Bの適正な保管のための調査や措置を行うべきであるとされ、破産管財人報酬を除くすべての費用を投入してでも除去に努めるべきであり、任意売却をする場合にも買主に十分情報開示をするべきとされている。もっとも、実際には、処理費用との関係で任意売却には困難が伴うことが多く、除去についても、処理の申込みから実際の処理が可能になるまでには相当長期間を要するようである。これらの点について、管内における取扱の実情や問題点、改正特措法によって処分期限が定められことの影響など今後の事件処理において問題となる点があれば、ご意見を伺いたい。